

令和7年第1回定例会

歌志内市議会会議録

第1日目（令和7年3月11日）

---

（午前 9時58分 開会）

開会・開議宣告

○議長（本田加津子君） おはようございます。

ただいまから、令和7年歌志内市議会第1回定例会を開会いたします。

ただいま出席している議員は8名であります。定足数を満たしておりますので、本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○議長（本田加津子君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、議長において、1番能登直樹さん、5番川野敏夫さんを指名いたします。

会期の決定

○議長（本田加津子君） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期は、本日から3月21日までの11日間としたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 御異議なしと認めます。

会期は、本日から3月21日までの11日間と決定いたしました。

諸般報告

○議長（本田加津子君） 日程第3 諸般報告であります。

事務局長から報告いたします。

三浦議会事務局長。

○議会事務局長（三浦悟君） 報告いたします。

この定例会に付議されます議案は、市長より送付を受けた議案18件、委員会提出議案1件、定期監査等結果報告1件であります。

次に、議長の報告でございますが、令和7年1月臨時会以降、昨日までの議会動向につきまして

しては、本日、別紙配付しております諸般報告のとおりでありますので、御了承願います。

また、本会議に説明のため出席する者、本会議の事務に従事する者等につきましては、別記記載のとおりであります。

本日の議事日程については、別紙配付してあります議事日程表のとおりであります。

次に、議員の出欠席の状況であります。本日は全員の出席であります。

以上で、報告を終わります。

○議長（本田加津子君） 特段の発言はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） ないようでありますので、諸般報告を終わります。

## 報 告 第 1 号

○議長（本田加津子君） 日程第4 報告第1号定期監査等結果報告についてを議題といたします。

この件については、提案説明を省略し、質疑に入りたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 御異議なしと認めます。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これで、報告第1号は報告済みといたします。

## 市政執行方針・教育行政執行方針演説

○議長（本田加津子君） 日程第5 市政執行方針演説を行います。

柴田市長。

○市長（柴田一孔君） ー登壇ー

改めまして、おはようございます。

令和7年度市政執行方針。

令和7年第1回定例市議会の開会に当たり、新年度の市政執行に臨む私の所信と施策の大綱について申し上げ、市議会議員並びに市民の皆様に御理解と御協力をお願いするものであります。

はじめに。

私は昨年、市民の皆様から温かい御支援を賜り、引き続き市政を担わせていただくことになり、その職責の重さを再認識し、市長に就任以来掲げております「市民が主役のまちづくり」を信条に、「住みたいまち、次世代に誇れるまちの実現」に向け、市民の皆様と力を合わせ、確かな未来に向けて鋭意努力を続けるとともに、皆様の御期待に応えるため、いかなる困難にも常に全力を傾注しながら、市長としての職責を全うしてまいりたい所存であります。

我が国の経済は、ロシアによるウクライナへの軍事侵攻の長期化や、中東地域における不安定な情勢が続き、国際的な原材料価格の高騰や円安の影響等によるエネルギー・食料価格の高

騰、さらにはアメリカの政策転換など、先行きが不安定で不確実性を増しております。

こうした中、本市においては、地域経済の安定並びに物価高騰対策として、市民や商工業者、福祉・医療施設等への支援など必要な事業を国の臨時交付金を活用しながら実施し、市民生活や地域経済への影響を最小限にとどめるよう取り組んでまいりました。

本年度におきましては、深刻化する人口減少や少子高齢化をはじめ、多くの課題に対応するため、令和8年度からスタートする第7次基本構想を含む「歌志内市総合計画」と、人口減少対策を基軸とした「第3期歌志内市デジタル田園都市国家構想総合戦略」を策定し、未来を見据えた歌志内の礎を築いてまいります。

一方、本市の財政構造は、自主財源である市税が、生産年齢人口の減少に伴う経済・産業活動の縮小の影響により歳入に占める割合は僅かであり、依存財源である地方交付税が大半を占め、政策的な経費に充てる財源に余裕がない硬直化した状況が依然として続いております。

そのような中、市民サービスの維持並びに社会ニーズの多様性によるこれまで以上のサービス拡充や新たな政策課題解決のための取組が求められており、限られた財源の中、計画的で効率的な財政運営を図るとともに、歌志内の将来をしっかりと見据えながら、各種施策事業の着実な推進に努めてまいりますので、よろしく願いいたします。

次に、令和7年度に取り組む主要施策の大綱について申し上げます。

第1は、「市民と協働でつくるまち」であります。

多様化する地域課題に対応していくためには、対話の場を設け、市民の皆様の思いに寄り添いながら、行政に対する要望を的確に把握した上で施策事業を進める必要があります。

市民の皆様が住み慣れた地域で将来とも安心して暮らしていくためには、自らがまちづくりや地域課題に関心を持ち、主体的に取り組むことが不可欠なことから、地域団体などが取り組む諸活動に対して、必要な支援を継続し、市民と行政が「共通する目的の達成に向け、ともに考え、ともに行動する」協働のまちづくりを推進してまいります。

広報広聴活動につきましては、「広報うたしない」を見やすく親しみやすい紙面にするため、広報モニターからの御意見などを反映しながら、「伝える・伝わる」ための紙面の工夫と内容の充実に努めてまいります。

そのほか、市民に必要な情報を分かりやすく提供する手段として、公式ホームページをはじめ、フェイスブックやYouTubeを活用しながら、市の魅力やタイムリーな情報の発信に努めてまいります。

また、多くの市民と直接の対話を進めるため、「町内会連合会との情報交換会」や「歌志内学園児童・生徒と市長が語る会」、「ふれあい市長室」などを開催するとともに、「まちづくり懇談会」につきましても必要に応じて開催するなど、行政情報の提供を行い、市民ニーズの把握に努めてまいります。

さらに、まちの将来、あるべき姿などを自由に語り合う場である「歌志内／夢・まち未来会議」から新たな発想の下、頂く貴重な御意見を、地域課題の解決及びまちづくりの方向性を定めるための参考にしております。

非核平和活動につきましては、地区連合が実施している原水爆禁止世界大会への参加費用を負担するほか、希望する市民も参加できるよう助成を継続し、恒久平和に対する意識の高揚を図ってまいります。

また、多様化・複雑化する行政課題に対応するため、職員研修計画に基づいた職場研修への参加を促進し、職責に応じたスキルアップを図るとともに、自己啓発による資質の向上を目的とした先進地視察などの自主研修、さらには行政実務能力、政策形成能力の習得を目的とした

市町村アカデミーなどでの、高度で専門的な職場外研修への派遣を継続してまいります。

次に、本市の財政運営につきましては、人口減少が続く中、依然厳しい状況は変わりなく、限られた財源を効率的、効果的に活用し、持続可能な財政構造を目指し、健全な財政運営に努めてまいります。

また、建設から60年近くが経過する現在の庁舎については、耐力度調査の結果を基に、施設の安全確保を図りながら、立地や規模等を含めた新たな庁舎の在り方についての検討を進めることといたします。

広域行政の推進につきましては、中空知広域市町村圏組合の構成市町において、圏域内の課題解決に向け、相互補完と創意工夫を図るとともに、中空知定住自立圏形成協定に基づく各種取組を推進してまいります。

また、空知全体の活性化や魅力発信などの広域的事業を推進するため、北海道空知地域創生協議会に引き続き参加することで、移住定住対策の取組を含め、持続可能な地域の実現と活性化に努めてまいります。

情報化に関する取組につきましては、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律や国の自治体DX推進計画に基づいて、情報システムの標準化により、将来的な費用負担の軽減や行政運営の効率化を図るとともに、戸籍窓口における住民票をはじめとする各種証明書の電子申請による電子決済を導入するなど、住民サービスを向上させるためのデジタル技術の活用について取り組んでまいります。

第2は、「活力と魅力あふれるまち」であります。

本市を取り巻く経済環境は、千歳市への半導体製造拠点の立地により、周辺地域はもとより全道的な産業経済の活性化、その波及効果とGX・DX関連産業の集積が道内に広がっていくことが期待されております。

しかし、本市の地域経済は、人口減少による消費活動の縮小化から、商工業者を取り巻く環境は依然として厳しいことから、消費経済の喚起を目的に商工会議所が実施する「プレミアム付商品券発行事業」への支援を継続するとともに、「うたしない企業の笑顔応援補助金」や、起業を目指す方への「創業支援事業補助金」による事業者支援を実施しつつ、制度内容の検討を進めるなど、実効性のある地域経済の活性化に取り組んでまいります。

企業誘致活動につきましては、「歌志内市産業振興アドバイザー」の専門的な知識及び経験に基づく助言や情報提供を得ながら、対象企業の発掘など、誘致実現に向け取り組んでまいります。

また、オープンから2年を迎える「スーパーマーケット」は、市内商業の中核としての位置づけはもとより、地域のにぎわいの醸成につながるよう、併設する地域交流施設の効果的な活用を努めてまいります。

鉱業の振興につきましては、北海道電力株式会社奈井江発電所及び砂川発電所の令和9年3月末での廃止が決定され、空知炭礦グループによる露頭炭採掘の終了が見込まれていることから、石炭エネルギーに代わる再生可能エネルギーへの取組を進めるため、関係企業とともに風力や太陽光発電の可能性について、調査・研究に取り組んでまいります。

次に、農業の振興につきましては、民間法人へ譲渡し4年目を迎えたワイン用ブドウ栽培事業は、本年度、自家ワイン醸造所の建設が予定されており、6次産業化として第一歩が踏み出され、昨年認定された「日本一小さな市のワイナリー創生・歌志内ワイン特区」により、新規参入など地域産業の活性化が期待され、事業者はもとより関係機関と連携し、必要な支援を行ってまいります。

また、市内農業者を対象に、農業等振興補助金を交付することで安定的な経営に資するよう、引き続き支援を行ってまいります。

なお、有害鳥獣対策につきましては、春・秋のエゾシカ一斉駆除をはじめ、近年、市街地まで出沒しているヒグマ対策として、猟友会や警察との連携、さらに北海道や近隣市町との情報共有を図るなど、広域的な対策を含め取り組んでまいります。

次に、観光振興につきましては、昨年入会した「炭鉄港推進協議会」との連携により、「旧上歌会館（悲別ロマン座）」を日本遺産の構成文化財として登録を目指すとともに、「歌志内市観光振興計画」に基づき、本市における主要な観光資源を生かした環境づくりに取り組んでまいります。

また、地域おこし協力隊員の採用を引き続き行い、イベントの企画立案をはじめ、観光情報等の発信に努めるとともに、本年度より指定管理者の管理・運営となり、リニューアルオープンする道の駅附帯施設は、指定管理者と情報共有しながら、本市の観光情報発信の中心的施設となるよう取り組んでまいります。

株式会社歌志内振興公社が経営するチロルの湯につきましては、近隣を含めた人口減少による利用者の減少や、著しく老朽化が進む施設・設備への対応など、厳しい経営が続いておりますが、地域おこし協力隊員の派遣を含め、市民の福祉の増進を担う健康増進施設として必要な支援を継続的に行うとともに、同社と連携の下、スポーツ合宿などの誘致を引き続き進めてまいります。

労働行政につきましては、各分野において人手不足や人材不足、従業員等の高齢化が進んでいる現状から、商工会議所の取組への支援はもとより、ハローワークなど関係機関との情報共有や、広報紙などを利用した事業所への各種制度の情報提供を進めるとともに、合同企業説明会への参加を促進するなど、商工会議所をはじめ、関係団体と連携し人材の確保及び雇用の確保に努めてまいります。

次に、定住化対策につきましては、充実した子育て支援制度や教育環境について、総合的なPRを継続するとともに、移住応援助成金制度や子育て中の女性を対象とする、就労のために必要な資格や免許の取得助成制度など、子育て世代を中心とした定住化の推進に努めてまいります。

なお、交流人口を増やす取組といたしましては、かもい岳スキー場や雲海の里かもい岳、チロルの湯などを経営している民間企業との連携強化、さらには「市民祭り」や、本年度40回目の開催を迎える冬の風物詩である「なまはげ祭り」が行う周年事業への支援強化など、自発的・積極的に活動されている諸団体への支援を継続し、新たな地域資源の発掘を含め本市ならではの魅力ある地域づくりを進めてまいります。

第3は、「健康で心ふれあうまち」であります。

地域福祉の推進につきましては、多様化する福祉課題を柔軟に取り組むため、社会福祉協議会が地域福祉活動の拠点として効果的な活動ができるよう連携と支援を図り、「歌志内市地域福祉計画」に基づいた、誰もが住みたいと思える福祉のまちづくりの実現を目指してまいります。

高齢者福祉の推進につきましては、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、新たなICTを活用したまちづくり支援プラットフォームを導入し、高齢者の見守り、地域情報の発信、地域コミュニケーションの創出等を図り、地域課題に取り組んでまいります。

また、ひきこもり防止や社会参加ができるよう「高齢者市内おでかけバス・タクシー券交付事業」を外出支援として、引き続き実施してまいります。

歌志内市デイ・サービスセンターにつきましては、高齢者の在宅生活を支援する重要な役割を担っており、利用者の皆様が安全で快適なサービスが受けられるよう、引き続き環境整備を行ってまいります。

児童福祉の推進につきましては、認定こども園を利用する全ての子どもたちに充実した保育の場の確保と質の高い幼児教育を維持するため、関係機関や教育委員会と連携し、体験や学習、交流などの機会を引き続き提供してまいります。

障害者福祉の推進につきましては、障害者の自立と社会参加を促進し、「歌志内市障がい者計画」及び「歌志内市障がい福祉計画」に基づいた、住み慣れた地域で引き続き安心して暮らせるよう、広域連携による支援策の継続も含め、各種サービスの提供を推進してまいります。

保健行政の推進につきましては、「歌志内市健康増進計画」に基づき、生活習慣病の発症予防と重症化予防の推進などにより、全ての市民が健康で幸せな人生を長く続けられるよう、「健幸寿命の延伸」を目指してまいります。

また、高齢者の在宅での熱中症による健康被害を防ぐために、新たにエアコン購入及び設置費用に対する費用の一部助成を実施してまいります。

なお、国民健康保険事業の一環として、被保険者の健康の保持増進のため、「データヘルス計画・特定健康診査等実施計画」に基づく特定健康診査の受診率向上や、特定保健指導及び重症化予防事業を実施してまいります。

母子保健事業につきましては、子育て用品レンタル費用補助事業の対象品目を一部見直すとともに、乳幼児期に必要な子育て用品の購入費補助事業を実施し、子育て支援の充実を図ってまいります。

感染症対策事業につきましては、インフルエンザワクチン及び新型コロナワクチンなどの接種費用の助成を引き続き実施してまいります。

また、帯状疱疹ワクチンの定期接種化に伴い、接種費用の一部助成を拡充し、重症化の予防と経済的負担の軽減を図ってまいります。

次に、病院事業につきましては、中空知医療圏の将来のあるべき医療提供体制などをまとめた医療構想推進区域「中空知対応方針」を踏まえて、当院が担うべき役割を果たすとともに、「歌志内市立病院経営強化プラン」に基づき経営の健全化に努めてまいります。

なお、4月から再開予定のリハビリテーションは、これまで受入れが困難であった患者の確保にもつながることから、収益面でも大きな期待を寄せているところでございます。

医師体制につきましては、市内唯一の病院として市民の初期医療を担うため、固定医師2名体制を維持するとともに、北海道大学病院や北海道地域医療振興財団からの支援を受け、安定的な医療の提供に努めてまいります。

また、電子内視鏡装置や免疫分析装置などの更新を行いながら、計画的な医療機器等の充実を図ってまいります。

次に、国民健康保険事業につきましては、北海道が実施主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保に取り組んでおります。

なお、北海道の国民健康保険行政の安定化を行うことを目標に、令和12年度の保険税統一に向け、歌志内市国民健康保険審議会を開催するなど調整を図ってまいります。

後期高齢者医療事業につきましては、被保険者が安心して医療が受けられるよう、運営主体である北海道後期高齢者医療広域連合の計画に基づき、制度の円滑な運営に努めてまいります。

また、子どもの医療費助成につきましては、子育て世帯の経済的負担を軽減し、次代を担う

子どもたちの保健の向上と健やかな育成を図るため、18歳までの医療費無料化を継続してまいります。

第4は、「安心して快適に暮らせるまち」であります。

市民の安全で安心な暮らしを支えるため、北海道とともに道路や河川、治山施設などの日常的なパトロールを実施し、安全確保に努めるとともに、必要に応じて北海道に対し維持管理などの要望を行ってまいります。

道路事業につきましては、舗装の維持補修等を行うなど、安全な通行を確保するとともに、市内各所にある案内表示板の取付更新等を行うことで、利用者の利便性向上を図ってまいります。

また、市民の安全・安心の確保をはじめ、消費電力の節減に向け、防犯灯のLED化を引き続き推進してまいります。

橋梁整備につきましては、「歌志内市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、橋梁の延命化に向け、計画的な修繕事業を行うことで、安全性の確保に努めてまいります。

河川事業につきましては、近年の局地的豪雨被害対策及び普通河川の維持のため、河川のしゅんせつや護岸改修など、引き続き浸水対策の強化に努めてまいります。

また、北海道が進めるペンケ歌志内川河川改修に伴い、市道文珠線における紫名橋、平和橋の架け替え工事が複数年にわたり実施予定のため、附帯する各種補償業務など、北海道と協議・連携を進めてまいります。

都市計画事業につきましては、「歌志内市立地適正化計画」に基づき、居住機能や医療・福祉・商業・公共交通などの様々な都市機能の誘導を図ることで、コンパクト化を促進し、機能的で利便性が高い快適なまちづくりを進めてまいります。

市営住宅の整備につきましては、既存住宅の長期的活用や住環境の改善を図るため、東光シルバーハウジング1棟20戸の屋上防水・外壁塗装、文珠高台団地公営住宅1棟13戸の灯油メーター器更新のほか、神威神楽岡団地公営住宅シルバーハウジングのエレベーター改修及び東光三区地区改良住宅1棟20戸の共用灯のLED化を進めてまいります。

また、市営住宅の集約化につきましては、「歌志内市住生活基本計画」及び「歌志内市公営住宅等長寿命化計画」に基づき、市営住宅を中心としたコンパクト化を進めてまいります。

空家等対策事業につきましては、管理不全等空家と思われる建物の権利確認調査を実施するなど、空家等台帳の整理を進めてまいります。

上水道事業につきましては、中空知広域水道企業団の管理の下、安全で安定的な水道水の供給が確保されるよう努めてまいります。

下水道事業につきましては、より快適性の向上を図るため、未整備住宅への水洗化促進に努めるとともに、マンホール内の目視点検を継続するほか、カメラ調査による結果に基づき、不明水の止水対策を行ってまいります。

なお、下水道台帳のデジタル化に取り組み、行政手続の簡素化、省力化、下水道サービスの向上を図るとともに、「下水道経営戦略」に基づき、持続的かつ安定的な運営に努めてまいります。

次に、環境衛生事業の推進につきましては、ごみの不法投棄や不適正排出の防止に向け、看板の設置や広報紙、巡回による啓発を行い、環境美化に努めてまいります。

環境保全の推進につきましては、新たに策定した「歌志内市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」に基づき、地域の自然的社会的特性に応じて温室効果ガス排出量の削減等を行い、2050年までの二酸化炭素排出量ゼロに向けた取組を進めてまいります。

ごみの減量と再資源化につきましては、市民や地域、団体などと連携を密にするとともに、資源回収奨励金の交付により資源物の回収促進に努め、再資源化を図ってまいります。

可燃ごみの処理につきましては、中・北空知廃棄物処理広域連合の焼却施設において円滑に適正処理されるよう、同連合などと連携を図るとともに、施設から排出された焼却灰を処理する東光最終処分場の適正な管理運営に努めてまいります。

また、上歌最終処分場につきましては、広域的な行政運営という観点により、赤平市の一般廃棄物の受入れを開始して5年が経過したことから、現状の残余容量調査を行い、同市と情報共有を図りながら、適正な受入れに努めてまいります。

し尿等の処理につきましては、石狩川流域下水道組合及び赤平市との連携を図りながら、適正な共同処理に努めてまいります。

消防行政の推進につきましては、災害時の消防・防災活動や市民の避難行動の目安となるよう情報の提供を図るため、気象観測装置を更新するとともに、多種多様化する災害に迅速に対応するため、初動体制の強化並びに予防啓発活動の充実に努めてまいります。

火災予防につきましては、防火対象物への立入検査による違反是正の徹底と、住宅における防火指導などによる啓発活動の強化を図り、無火災を目指してまいります。

救急業務につきましては、高齢化を背景とした業務の高度化に対応するため、引き続き特定行為等を行う救急救命士を主体とした教育研修を進めてまいります。

また、消防の広域化につきましては、「北海道消防広域化推進計画」を踏まえて、諸課題の調査・検討を進めるとともに、引き続き関係機関と協議してまいります。

防災対策につきましては、避難訓練や防災説明会を開催するなど、市民の防災・減災に対する意識の高揚を図るとともに、防災に対する正しい知識や自主防災活動の普及啓発に努めてまいります。

また、食料や生活用品などの防災備蓄品につきましては、災害時の環境改善も考慮しながら計画的に更新・整備を行うほか、防災ハザードマップを更新し、全世帯へ配布いたします。

防犯対策につきましては、犯罪のない安全で安心なまちづくりを目指し、自主防犯活動に取り組む諸団体への支援など、関係機関と連携しながら、地域ぐるみによる防犯体制の強化に努めてまいります。

次に、交通安全の推進につきましては、昨年10月に交通事故死ゼロ5,000日を達成、また、12月には5,000日達成記念市民集會を挙行し、新たな目標を6,000日と決めました。今後も交通事故のない安全なまちづくりを進めるため、関係機関や団体と連携の下、交通安全運動及び啓発活動を行い、交通事故抑止対策を推進してまいります。

消費者行政の推進につきましては、悪質商法や靈感商法、振り込め詐欺など複雑かつ巧妙化する中、特に高齢者を狙った訪問販売やネットによる定期購入トラブルなどへの消費者被害の未然防止と被害相談への迅速な対応が求められているため、引き続き滝川地方消費者センターなど関係機関と連携し、消費者保護に努めてまいります。

第5は、「豊かな心を育む教育と文化のまち」であります。

急速に進む人口減少や少子高齢化、生成AIの普及、グローバル化など、子どもたちを取り巻く環境が変化していく中、教育の在り方や教育環境にも大きな変革がもたらされるようになりました。

このような状況の中、次代を担う子どもたちの健やかな成長は市民共通の願いであり、「第2期歌志内市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げるまちの目指すべき姿である「オンリーワンの子育て・教育と人づくりを大切にすまち」の実現に向け、教育委員会と連携しな

がら教育の充実を図ってまいります。

学校教育につきましては、義務教育学校歌志内学園の安定した運営を支えるため、教育委員会との情報共有に努め、連携強化を図りながら充実した学びの場として必要な支援を行ってまいります。

また、子育て世帯への経済的負担軽減を図るため、児童・生徒の給食費無料化や修学旅行費用全額助成、高等学校等就学支援金の支給など各種支援策を引き続き実施してまいります。

社会教育につきましては、子どもから高齢者までの全世代において、学び続けることの大切さを実感できるよう、生涯学習の充実に向けた各種事業の実施、行事などの支援を行ってまいります。

また、市民が健康で生きがいのある生活を送るため、コミュニティセンターや図書館、郷土館などの社会教育施設の幅広い活用を進めるとともに、関係団体などの活動の支援を通して文化・芸術・スポーツ活動の振興を図ってまいります。

児童館等一元化施設の整備につきましては、令和8年度からの供用開始に向け本格的な建設事業を推進するとともに、子どもの居場所づくりや市民の地域交流の場として、施設の利活用に向けた具体的な検討を進めてまいります。

私から教育分野の概略について御説明いたしました。具体的な施策などにつきましては、別途、教育長からの教育行政執行方針の中で申し上げることといたします。

以上、令和7年度の市政執行に臨む私の決意と、主要な施策の大綱を述べさせていただきました。

むすびに。

冒頭申し上げましたとおり、国内情勢は各種価格の高騰等により不安定で不確実性を増しており、さらには加速する少子高齢化の進行が、経済、市民生活、医療・福祉、まちづくりなど各分野に影響を及ぼし、地域社会の活力を低下させる要因と考えられております。

このような中、将来にわたり本市が発展していくためには、未来を担う子どもたちや子育て世代を社会全体で支え、将来に明るい希望を持てるまちにするとともに、高齢者の皆様が生き生きと安心して暮らし続けることができるまちにするために、まちづくりの根幹である「歌志内市総合計画」に掲げる一つ一つの施策事業を着実に推進していくことが必要であります。

本年度は、歌志内市後期基本計画が最終年度を迎えますが、施策の進捗状況や成果を総点検し、残された課題や新たに発生した課題、変化する社会情勢、多様化する市民ニーズを的確に捉え、次期総合計画への移行を進めてまいります。

また、人口減少をはじめ、山積する様々な行政課題を解決することは、決して平坦な道のりではありませんが、市民一人一人の声にしっかりと耳を傾け、いつまでも住み続けたいと思える「誰もが住みたいまち、次世代に誇れるまち」の実現に向け、全力を尽くして取り組んでまいります。

以上で終わります。

失礼いたしました。一番大事なところでした。

議員各位並びに市民の皆様には、今後とも一層の御理解と温かい御支援を賜りますようお願い申し上げます。令和7年度の市政執行方針といたします。ただいまは大変失礼いたしました。

○議長（本田加津子君） これより、教育行政執行方針演説を行います。

織田教育長。

○教育長（織田靖雄君） — 登壇 —

令和7年度教育行政執行方針。

令和7年第1回定例市議会の開会に当たり、教育行政の執行方針について申し上げます。  
はじめに。

人口減少や少子高齢化が進む中、情報技術の進展や生成AIの普及、グローバル化など、社会を取り巻く環境は急激に変化しており、教育をはじめとする様々な分野で、先を見通すことが困難な時代となっております。

このような状況下において、幸福で豊かな人生を切り開き、一人一人が持続可能な社会の創り手となるためには、生涯にわたって学び続けることが重要であり、学校教育、社会教育それぞれが効果的に連携し、学ぶことの楽しさ、分かることのうれしさを実感できる教育を実現することが求められています。

こうした中、本市においては「歌志内市総合計画後期基本計画」及び「第2期歌志内市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、各種施策の推進に全力を傾注しているところであり、教育行政におきましても、歌志内市教育大綱の基本目標である「豊かな心を育む教育と文化のまち」の実現に向け、次世代を担う子どもたちを守り育て、生涯学習社会に対応した社会教育の充実に全力を尽くしてまいります。

次に、主な施策について申し上げます。

第1は、「学校教育の充実」であります。

義務教育学校「歌志内学園」は、開校5年目となり「夢の実現に向かって変化する時代を力強く生き抜く子の育成」を教育目標に掲げた教育活動も、保護者や地域の皆様からの御理解を得て、高い成果を得ているものと認識しております。

義務教育9年間を見通した教育課程を編成する中で、義務教育学校である「歌志内学園」だからこそできる連続性や系統性を重視した教育活動を明確にし、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の実現を目指し、子どもたち一人一人の可能性を引き出すため、次の5点をもって学校教育の充実に図ってまいります。

#### (1) 教育内容の充実。

子どもたちが変化の激しい時代を生きていくためには、基礎的、基本的な知識・技能の習得と、それらを活用した課題解決のために必要な思考力や判断力、表現力などに加え、ICTの活用能力を育むことが重要であり、加えて「主体的・対話的で深い学び」を充実させる必要があります。

そのために「教科担任制」を前期課程の一部より導入し、教科指導に精通した教員が指導することによって学びの質を向上させるとともに、確かな学力の定着を図るため、学習支援員の配置を継続してまいります。

また、児童生徒一人一人の学習成果を客観的に把握し、事後指導に役立てるための検査等も継続して実施します。

道徳教育につきましては、児童生徒一人一人が命の尊厳、他者への理解や思いやり、自主性や責任感などの道徳性を養えるよう「考え、議論する道徳」の実践を、講演会や特別授業を通じた取組により充実させ、主体的に学ぶ授業づくりを推進してまいります。

特別支援教育につきましては、インクルーシブ教育の理念の下、全ての子どもたちが障害の有無や多様な個性を互いに認め合い、支えながら学んでいくことのできる環境を醸成するため「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」の作成・活用を推進し、一人一人の教育的ニーズに応じた教育を推進してまいります。

#### (2) 学習環境の充実。

前期課程における学級編成につきましては、よりよい教育環境を維持するため、引き続き市

費負担による教員を確保し、全ての学年での単式学級の継続を図ってまいります。

また、長期休業を活用した学習機会の提供や、後期課程を対象とした外部講師やオンデマンド授業による公的学習塾を開設し、自主的に学習しようとする児童生徒の基礎学力の向上に努めてまいります。

GIGAスクール構想により整備した端末につきましては、授業での学びの広がりや、持ち帰りによる家庭学習への使用、不登校を含む特別に支援が必要な児童生徒に対するきめ細やか対応などに効果が見られました。

今後も、ICT支援員を配置することにより、学校内でのICT環境の充実を、必要な家庭へのオンライン学習通信費の負担、高等学校等入学時のパソコン購入費の助成も継続してまいります。

また、活用の充実を引き続き図るため、導入から5年が経過した端末機器の更新整備を行います。

いじめ防止対策や不登校児童生徒への支援につきましては、客観的な分析ツールを用いて学校全体で早期把握、早期対応により家庭や関係機関と密接な連携を図ることにより、いじめや不登校の未然防止に努め、教育相談体制の充実に取り組み、迅速で適切な対応を心がけてまいります。

一方、義務教育課程9年間を通して学習してきた「英語」をより実践的に活用する機会を設けるため、英語を母国語とする国への海外研修事業の立案に着手いたします。

施設整備につきましては、グラウンド整備や教材園の拡張などを行ってまいります。

教員住宅の建設につきましては、昨年度に引き続き、校長用住宅1棟の建て替えを行ってまいります。

### (3) 学校給食の充実。

学校給食につきましては、育ち盛りの子どもに質、量ともに満足できる給食を届けるため、メニューの工夫や改善を図りながら、栄養教諭を中心に、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけることができるよう、発達段階に応じた食育指導に取り組んでまいります。

また、給食センターの今後の在り方については、給食に関する評判が良好であることや、この先しばらくは提供する食数の変動が少ないことから、当面の間は現施設にて提供を継続いたします。

### (4) 地域連携の充実。

学校においては、「郷土を愛する心」を育むため、体験的な活動を基軸とした学習が行われています。その中で中心となる「総合的な学習の時間」においては、今まで以上に地域での学習を深める機会を設定し、実体験を基に故郷に寄与できる人材教育の充実を図ってまいります。

歌志内学園に導入しているコミュニティ・スクールにつきましては、学校、家庭、地域の連携強化を図ることを目的とし、子どもや学校が抱える課題を共有し、地域学校協働活動を通じた学校支援を企画するなど、より積極的に地域ぐるみで支える学校づくりを進めてまいります。

一方、子どもたちが非行や犯罪に巻き込まれることなく、安心して過ごすことができるよう、地域補導員や関係機関との連携を密にして、各町内会・自治会や「子ども110番の家」の協力を得ながら、巡視や見守り活動を続けてまいります。

### (5) 子育て支援の充実。

世界情勢の変化から長期化する物価高騰の影響により、市民の経済的負担と将来への不安は

厳しさを増しており、日常生活に大きな支障を来しております。

このような状況下にあっても、子どもを持つ家庭が子育てに集中できる環境を整えるため、学校給食無料化や歌志内学園修学旅行費用の全額助成、後期課程進級時のトレーニングウェア等の支給に加え、補助教材費の増額、高等学校等就学支援金の支給など、充実した子育て支援策を引き続き実施してまいります。

第2は「社会教育の充実」であります。

人生100年時代を迎え、グローバル化や少子高齢化により、社会構造が急速に変化する中、生涯を通じて健康で豊かな生活を送るためには、日常生活や社会で多くの人と関わりながら市民一人一人が生涯にわたって継続的に学び続けられる環境が必要です。

加えて、市民一人一人が生涯にわたって学び続けられる環境が必要であり、社会教育の充実が求められています。

そのために、「第8次歌志内市社会教育中期計画」の基本目標である「地域への愛着や誇りの育成と時代の変化への対応」に向けた各種取組を推進するとともに、地域の中で生きる力や豊かで強い心を培い、社会や家庭で学んだことを様々な場で生かすことができるよう、次の6点をもって社会教育の充実を図ってまいります。

なお、本年度が「第8次歌志内市社会教育中期計画」の最終年度であり、現状と課題を踏まえた上で、新たな計画を策定してまいります。

(1) 幼児教育及び家庭教育、放課後児童対策の充実。

幼児教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、家庭との触れ合いを通じて、人に対する信頼感、豊かな情操や思いやりを育むことができます。

幼児期及び幼保小接続期の教育の質的向上に向けて、認定こども園と歌志内学園が連携し、情報の共有や交流機会を設け、子育て支援及び教育内容等の充実と共通理解に努めてまいります。

また、児童館、児童センターの運営につきましては、現施設での活動は今年度限りとなりますが、子どもたちにとって快適な居場所となるよう、利用が促進されるよう最大限努めてまいります。

あわせて、新しい施設での活動の在り方についても検討してまいります。

(2) 成人・高齢者教育の充実。

誰もが人生どの時期においても必要なことを自ら学び、その成果を個人生活や社会に生かすことが今後ますます重要となってきます。

市民講座「チロル学園」につきましては、受講生にとって身近で関心の高いテーマを重視した学習機会の提供に努めるとともに、よりよい社会をつくる主役として、生きがいつくりの場を提供できるよう様々な活動を推進してまいります。

(3) 読書活動の推進。

子どもの読書活動につきましては、歌志内学園と連携し、学校図書の実質や図書室の運営面での支援を行い、子どもたちが読書を通じて想像力を高め、言葉の力を学び取ることができるよう努めてまいります。

市立図書館につきましては、誰もが利用しやすい環境づくりを進めるため、蔵書の選定には市民からの要望を積極的に受け入れ、貸出業務のほかに、インターネットサービス、読み聞かせ等の読書推進事業を実施し、より多くの市民に利用されるよう努めてまいります。

また、子育て世代に家庭での読み聞かせを推奨する蔵書の選定に工夫を凝らし、宅配サービスを継続しながら、新規利用者の開拓を行ってまいります。

#### (4) 生涯にわたるスポーツ活動の充実。

スポーツは明るく活力に満ちた社会の形成や、個々人の心身の健全な発達に必要不可欠なものです。

学校における体力・運動能力の向上につきましては、現在活用されている体力向上アプローチプログラムを全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果に基づき改訂し、認定こども園と連携を図りながら、授業や放課後、昼休みなど積極的に運動する機会を拡充してまいります。

また、学校における部活動の在り方につきましては、国が示したガイドラインでは、本年度までを「改革推進期間」として、休日の地域連携・地域移行などを進めることとしていますが、受皿となる団体や指導者の確保はもとより、今後、児童生徒の減少に伴い部活動の存続自体が懸念され、単独自治体としての取組は困難と考え、近隣市町と共同で活動するなど必要な対策を検討してまいります。

一方、市民の健康保持と増進につきましては、性別年齢に関係なく楽しめるアウトドア型の軽スポーツ「モルック」の普及や、環境美化を行いながらウォーキングを楽しむ「クリーンウォーク」など、誰もが参加しやすい事業を展開するとともに、冬場の運動不足解消のため、スキー場シーズン券購入費助成を継続してまいります。

#### (5) 芸術・文化の充実。

芸術・文化は、生活に豊かさや潤いをもたらす、価値観を共有しながら交流を深めることができます。

文化連盟や各種サークル活動への支援を継続するほか、市民芸術文化祭や音楽コンサートなどを通じて、市民が芸術・文化に触れ、自らがまちの文化を担うという意識の醸成を図ってまいります。

また、本市出身やゆかりのある著名な芸術家の作品や収蔵物などについては、関係者・関係団体と協議し、郷土館「ゆめつむぎ」を中心とした地域にて展示・保存方法を検討してまいります。

#### (6) 社会教育施設の適切な管理と運用。

児童館等一元化施設におきましては、令和8年度の供用開始に向け、建築工事が進められております。

学校と認定こども園に加え、児童館、図書館、教育委員会などを含めた一元化施設が同じ施設内に集約されることにより、より一層の連携により子育て・教育の拠点として、それぞれの機能が十分発揮できるよう検討してまいります。

供用開始に向け、施設設備の基本コンセプトの一つである「子どもたちが集まり遊びなどを通して学べる場」として、放課後の子どもの居場所づくりを充実するだけでなく、図書館やコミュニティ機能、市民体育館の代替機能などを備えた教育の拠点施設として、多くの市民が気軽に利用し、世代間交流が一層進むことによる付加価値を高めるため、ソフト面を中心に、より具体的な有効活用に向けた検討を進めてまいります。

コミュニティセンター「うたみん」につきましては、地域コミュニティの拠点施設として、多くの市民が相互に学び合い、交流を深めることができるよう、サークル活動などを通じて、それぞれの知識や技能、経験を深める機会を提供しながら利用を促進してまいります。

施設整備につきましては、講堂外調機冷房系統の改修を行います。

一元化施設の供用開始後は、図書コーナーを設けるとともに、これまで同様、サークル活動や各種イベントなどでの利用を図ってまいります。

市民体育館につきましては、一元化施設の供用開始に伴い閉鎖といたしますが、歌志内学園

体育館の一般開放事業について検討するとともに、近隣市町のプールや体育施設などを引き続き活用してまいります。

郷土館「ゆめつむぎ」につきましては、郷土の歴史や文化を継承し、多くの方々に伝える情報発信や伝承の拠点として活用していくこととし、館内の収蔵品を含めた各種資料の展示方法や映像ホールなどのより一層の利活用について検討するとともに、今まである炭鉱関連資料を集約、整理し、幾度となく訪れたくなるような魅力ある施設として見直しを図ってまいります。

地域おこし協力隊につきましては、郷土史の発行を計画しており、郷土文化などに係る魅力発信や郷土文化の伝承なども引き続き行ってまいります。

旧空知炭鉱倶楽部「こもれびの杜記念館」につきましては、市民の意見を集約した結果を基に、今後の取組を進めてまいります。

以上、令和7年度の教育行政の執行方針について申し述べました。

むすびに。

教育委員会といたしましては、学校や家庭、地域、行政による連携をより一層深め、将来、本市を担う子どもたちや市民が心豊かに生活していけるよう、学校教育、社会教育、それぞれの場で関係機関及び諸団体との密接な連携を図り、教育・文化・スポーツの振興に最善を尽くす所存であります。

市議会をはじめ市民の皆様の教育行政に対するより一層の御理解と御協力を心からお願い申し上げます。令和7年度の教育行政執行方針といたします。

○議長（本田加津子君） これをもって、市政執行方針及び教育行政執行方針演説を終わります。

なお、市政執行方針及び教育行政執行方針を含む一般質問は、3月12日、13日、14日の3日間を予定しております。

ここで、10分間程度休憩をいたします。

午前11時04分 休憩

---

午前11時13分 再開

○議長（本田加津子君） 休憩を解いて、会議を再開いたします。

## 議 案 第 2 号

○議長（本田加津子君） 日程第6 議案第2号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

東所副市長。

○副市長（東所勝則君） ー登壇ー

改めまして、御苦労さまでございます。

議案第2号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について御提案申し上げます。

提案理由は、刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）の施行により、懲役及び禁錮を廃止し拘禁刑を創設することに伴い、関係する条例の規定を整備するため、この条例を制定しようとするものでございます。

次のページの本文に参ります。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例。

改正内容につきましては、資料と併せて御説明いたしますので、定例会資料の1ページを御覧願います。

第1条は、歌志内市統計調査条例の一部改正でございます。刑法等の改正により、「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改めるものでございます。

第2条は、歌志内市職員給与条例の一部改正でございます。資料は2ページにわたります。刑法等の改正により、「禁錮」を「拘禁刑」に改めるものでございます。

第3条は、歌志内市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正でございます。刑法等の改正により、「懲役」を「拘禁刑」に改めるものでございます。

以上で、資料による説明が終わりましたので、本文の附則に戻ります。

附則。

附則第1項は、施行期日でございます。この条例は、令和7年6月1日から施行するものでございます。

附則第2項から第5項までは、経過措置でございます。過去に罰則規定を含む条例の改廃を行った際に設けた経過措置の規定を適用する場合などに、今回の刑法改正に伴って、その罰則の適用に影響が生じないようにするなどの経過措置を設けるものでございます。

以上でございますので、よろしく御願いいたします。

○議長（本田加津子君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第2号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

### 議 案 第 3 号

○議長（本田加津子君） 日程第7 議案第3号歌志内市学校教職員住宅に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

東所副市長。

○副市長（東所勝則君） ー登壇ー

議案第3号歌志内市学校教職員住宅に関する条例の制定について御提案申し上げます。

提案理由は、新たに教職員向けの住宅を建設したことに伴い、教育委員会が関連する事務を所管し設置に関し必要な事項を定めるため、この条例を制定しようとするのでございます。

次ページの本文に参ります。

歌志内市学校教職員住宅に関する条例。

第1条は、目的の規定でございます。歌志内学園に勤務する教職員等を対象とした当該住宅について、必要な事項を定めることを目的とするものでございます。

第2条は、定義の規定でございます。この条例において「住宅」とは職員及び生計を維持する者等を居住させるために設置する住宅であることを定めるものでございます。

第3条は、貸与の基準の規定でございます。職員に対し、本条例に定めるところにより住宅を貸与するものでございます。また、行政運営上特に必要があるときは、教職員以外の者に対し、教職員に準じ住宅を貸与できることを定めるものでございます。

第4条は、貸与の方法の規定でございます。貸与を受けようとする者は、委員会の承認を受けなければならないことを定めるものでございます。

第5条は、使用料の規定でございます。住宅の入居者から別表第1に定める使用料を徴収することを定めるものでございます。

また、貸与または変更もしくは明け渡した場合に、その月の使用料は日割計算した額とすることとし、第10条の規定により委員会が貸与する住宅の変更を求めた場合に、指定された期限を経過後、特殊な事情により居住を認めた場合など、使用料に5割相当額を加算し徴収することができることを定めるものでございます。

第6条は、使用料の徴収方法の規定でございます。使用料は、毎月委員会が発する納入通知書により納入しなければならないこととし、委員会において特に必要と認める場合は、使用料を減免することができることを定めるものでございます。

第7条は、住宅入居者の義務の規定でございます。入居者は、必要な注意を払い住宅を正常な状態で維持しなければならないものとし、貸与を受けた住宅を、他に転貸してはならないことを定めるものでございます。

第8条は、入居者の費用負担義務の規定でございます。住宅の修繕費用は、天災、老朽化等入居者の責に帰すことのできない事由以外の毀損等は入居者が負担するものとし、電気、上下水道使用料等は入居者の負担とすることを定めるものでございます。

第9条は、制限の規定でございます。家族以外の者を住宅内に常住させようとする場合など、委員会の許可を受けなければならない事項を定めるものでございます。

第10条は、貸与住宅の変更の規定でございます。委員会は、事務の運営その他必要があると認めたときは、入居者に貸与住宅の変更を求めることができること、委員会が貸与住宅の変更を求めた場合に、入居者は委員会の指定する期限までに移転しなければならないこと、住宅の変更について、委員会は入居者と協議するものであるが、教職員以外の場合はこの限りでないこととし、住宅を変更した者について、委員会は別の規定により移転交付金を交付することを定めるものでございます。

第11条は、住宅の明渡しの規定でございます。入居者は、この条例及び承認の際の条件に違反した場合など、委員会の指定する期限までに住宅を明け渡さなければならないこととし、行政運営上、必要があるため住宅を明け渡す場合は、委員会は別に定める移転交付金を交付することを定めるものでございます。

第12条は、住宅の返還の規定でございます。住宅を返還しようとする者は、返還する5日前に委員会に届け出て、検査を受けなければならないこととし、第2項では、増改築等住宅に変更を加えた場合は、原形に回復し、委員会が回復の必要がないと認めたときは、加工した部分を含め、市の所有に帰するものとすることを定めるものでございます。

第13条は、委任の規定でございます。この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めるものでございます。

附則。

第1項は、施行期日の規定でございます。この条例は、令和7年4月1日から施行するものでございます。

第2項は、経過措置の規定でございます。この条例の施行の際、現に住宅に入居している職員については、この条例により入居したものとみなすものでございます。

第3項は、歌志内市職員宿舎に関する条例の一部を改正する条例でございますが、定例会資料の3ページも併せて御覧願います。

第1条中「歌志内市立学校教職員を含む。」を削るものでございます。

別表第1につきましては、第5条で規定する使用料を定めるものでございます。

以上でございますので、よろしくお願いたします。

○議長（本田加津子君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第3号については、7名の委員をもって構成する条例・予算等審査特別委員会を設置し、これに付託の上、会期中の審査にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 御異議なしと認めます。

したがって、本件については、7名の委員をもって構成する条例・予算等審査特別委員会を設置し、付託の上、会期中の審査に付することに決定いたしました。

ただいま設置されました条例・予算等審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定に基づき、議長が指名いたします。

条例・予算等審査特別委員会委員に、能登直樹さん、佐藤良治さん、山崎瑞紀さん、松井敬道さん、川野敏夫さん、女鹿聡さん、下山則義さん、以上のとおり指名いたします。

## 議 案 第 4 号

○議長（本田加津子君） 日程第8 議案第4号歌志内市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

東所副市長。

○副市長（東所勝則君） ー登壇ー

議案第4号歌志内市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について御提案申し上げます。

提案理由は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和6年法律第46号）の施行に伴い、関係条文を整備しようとするものでございます。

次ページの本部に参ります。

歌志内市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例。

歌志内市個人番号の利用に関する条例（平成27年条例第24号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、資料と併せて御説明いたしますので、定例会資料の4ページを御覧願います。

第2条は、定義の規定でございます。情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条に第8項が追加されたことから、引用条文を整理するものでございます。

本文の附則に戻ります。

附則。

この条例は、令和7年4月1日から施行するものでございます。

以上でございますので、よろしくお願いたします。

○議長（本田加津子君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第4号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

## 議 案 第 5 号

○議長（本田加津子君） 日程第9 議案第5号歌志内市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

東所副市長。

○副市長（東所勝則君） ー登壇ー

議案第5号歌志内市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御提案申し上げます。

提案理由は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律（令和6年法律第42号）の施行に伴い、関係条文を整備しようとするものでございます。

次ページの本文に参ります。

歌志内市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例。

歌志内市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第11号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、資料と併せて御説明いたしますので、定例会資料の5ページを御覧願います。

第18条は、部分休業の承認の規定でございます。育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に伴い、引用条文を整理するものでございます。

本文の附則に戻ります。

附則。

この条例は、令和7年4月1日から施行するものでございます。

以上でございますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（本田加津子君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第5号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

## 議 案 第 6 号

○議長（本田加津子君） 日程第10 議案第6号歌志内市職員給与条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

東所副市長。

○副市長（東所勝則君） ー登壇ー

議案第6号歌志内市職員給与条例の一部を改正する条例の制定について御提案申し上げます。

提案理由は、国家公務員の給与改定に準じ、各給料表3級以上の初号の額を引き上げ、扶養手当の額を改正するなど、関係条文を整備しようとするものでございます。

次ページの本文に参ります。

歌志内市職員給与条例の一部を改正する条例。

歌志内市職員給与条例（昭和29年条例第43号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、資料と併せて御説明いたしますので、定例会資料の6ページを御覧願います。

第14条は、支給範囲の規定でございます。扶養手当の配偶者に係る手当を廃止し、それに伴い、第2号から第6号までを1号ずつ繰り上げるものでございます。

第15条は、扶養手当の月額の規定でございます。扶養手当の子に係る手当を1万円から1万3,000円に引き上げ、併せて文言の整理をするものでございます。

第16条は、扶養親族の届出の規定でございます。第14条で号の繰上げを行ったことによる引用条文の整理でございます。

第21条は、通勤手当の額の規定でございます。資料は7ページにわたります。文言を整理するものでございます。

第35条は、寒冷地手当の支給。

第44条の2は、特定の職員についての適用除外の規定でございます。適用除外となった再任用職員への寒冷地手当及び住居手当を支給できるよう、条文を整理するものでございます。

なお、別表第1、別表第3及び別表第4の改正は、令和6年人事院勧告に伴う国の俸給表の改定に準じ、3級以上の初号の額を引き上げ、若手、中堅職員など昇格時の給料を改善するため、本市給料表を改正するものでございます。資料は22ページにわたります。

本文の附則に戻ります。

附則。

第1項は、施行期日でございます。この条例は、令和7年4月1日から施行するものでございます。

第2項は、号俸の切替えでございます。令和7年4月1日の前日から引き続き在職する職員であった者の給料月額については、切替日において新号俸となった場合でも、同じ給料月額となるよう定めるものでございます。

第3項は、切替日前の異動者の号俸の調整でございます。切替日前の異動により、職務の級が変わった職員などについて、その職員が切替日において異動したものとして調整ができるよう定めるものでございます。

第4項は、令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置でございます。扶養手当を段階的に改正し、令和7年度は、配偶者に係る手当については月額3,000円、子に係る手当については月額1万1,500円を支給する経過措置を定めるものでございます。

第5項は、企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正でございますが、定例会資料の22ページも併せて御覧願います。

職員給与条例における扶養手当の配偶者に係る手当を廃止することに伴い、本条例においても同様の改正を行うものでございます。

第6項は、委任でございます。附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めるものでございます。

附則別表につきまして、附則第2項で定めました号俸の切替表でございます。

以上でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（本田加津子君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。

この件については、会議規則第36条第1項の規定により、条例・予算等審査特別委員会に付託することにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第6号については、条例・予算等審査特別委員会に付託することに決定いたしました。

## 議 案 第 7 号

○議長（本田加津子君） 日程第11 議案第7号歌志内市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題いたします。

提案理由の説明を求めます。

東所副市長。

○副市長（東所勝則君） ー登壇ー

議案第7号歌志内市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について御提案申し上げます。

提案理由は、子ども・子育て支援法施行規則等の一部を改正する内閣府令（令和7年内閣府令第7号）の公布に伴い、関係条文を整備しようとするものでございます。

次ページの本文に参ります。

歌志内市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

歌志内市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第17号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、資料と併せて御説明いたしますので、定例会資料の23ページを御覧願います。

第37条の改正ですが、法改正により引用している条項に移動があるため、引用条文を整理するものでございます。

第42条の改正ですが、資料は25ページにわたります。家庭的保育事業者等は、保育内容支援、代替保育及び卒園後の受皿設定に係る連携協力を行う保育所、幼稚園または認定こども園を適切に確保しなければならないとされているところ、連携施設の確保が著しく困難であって、必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、連携施設の確保をしないこととすることができる措置を設けられたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

附則第5条は、連携施設に関する経過措置を10年から15年に延長するため、所要の改正を行うものでございます。

本文の附則に戻ります。

附則。

この条例は、令和7年4月1日から施行するものでございます。

以上でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（本田加津子君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第7号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

## 議 案 第 8 号

○議長（本田加津子君） 日程第12 議案第8号歌志内市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

東所副市長。

○副市長（東所勝則君） ー登壇ー

議案第8号歌志内市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について御提案申し上げます。

提案理由は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（令和6年内閣府令第18号）等の公布に伴い、関係条文を整備しようとするものでございます。

次ページの本文に参ります。

歌志内市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

歌志内市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第18号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、資料と併せて御説明いたしますので、定例会資料の26ページ及び27ページを御覧願います。

第6条は、保育所等との連携の規定でございます。家庭的保育事業者等は、保育内容を支援、代替保育及び卒園後の受皿設定に係る連携協力を行う保育所、幼稚園または認定こども園を適切に確保しなければならないとされているところ、連携施設の確保が著しく困難であって、必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、連携施設の確保をしないこととすることができる措置を設けられたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

第16条は、食事の提供の特例の規定でございます。資料は28ページにわたります。栄養士法の改正により、管理栄養士養成施設卒業者については、栄養士免許を取得せずとも管理栄養士となることが可能となったことから、今後は栄養士免許を有さない管理栄養士を配置した場合についても、同要件を満たすことができるようになったことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

第29条から第47条までの改正についてですが、資料は29ページにわたります。職員配置基準の改正に伴い、満3歳以上、満4歳未満の園児おおむね20人につき1人以上の職員を置くこととされているところを、おおむね15人につき1人以上、満4歳以上の園児おおむね30人につき1人以上の職員を置くこととされているところを、おおむね25人につき1人以

上とする見直しをされたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

附則第3条の改正につきましては、家庭的保育事業者等は、保育内容の支援等について、保育所、幼稚園または認定こども園と連携することを求められていますが、連携施設の確保が困難な場合の経過措置の期限を10年から15年へ5年間延長されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

本文の附則に戻ります。

附則。

この条例は、令和7年4月1日から施行するものでございます。

以上でございますので、よろしくお願いたします。

○議長（本田加津子君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第8号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

## 議 案 第 9 号

○議長（本田加津子君） 日程第13 議案第9号電子情報処理組織による戸籍等事務に関する事務の委託に関する規約の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

東所副市長。

○副市長（東所勝則君） ー登壇ー

議案第9号電子情報処理組織による戸籍等事務に関する事務の委託に関する規約の変更について御提案申し上げます。

提案理由は、中空知5市5町で運営する戸籍システムの利用形態の変更に伴い、規約の一部を改正しようとするものでございます。

次ページの本文に参ります。

電子情報処理組織による戸籍等事務に関する事務の委託に関する規約の一部を変更する規約。

電子情報処理組織による戸籍等事務に関する事務の委託に関する規約（平成24年歌志内市告示第32号）の一部を次のように変更する。

変更内容につきましては、資料と併せて御説明いたしますので、定例会資料の30ページを御覧願います。

今回の改正は、当市を含む中空知5市5町の戸籍情報システムにおけるデータ管理のサー

バーを現在設置しているデータセンターから撤去し、データの管理を戸籍ベンダーのクラウドサービスに変更することにより、サーバーの設置が不要になることに伴い、文言の整理をするものでございます。

これは国の戸籍システムの標準化に対応するための措置でございます。

本文の附則に戻ります。

附則。

この規約は、令和7年10月1日から施行するものでございます。

以上でございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（本田加津子君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第9号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

ここで、午後1時まで休憩いたします。

午前11時54分 休憩

午後 0時57分 再開

○議長（本田加津子君） 休憩を解いて、会議を再開いたします。

#### 議案第10号から議案第14号まで

○議長（本田加津子君） 日程第14 議案第10号より日程第18 議案第14号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

東所副市長。

○副市長（東所勝則君） —登壇—

それでは、私のほうから、議案第10号から議案第12号までの補正予算につきまして、一括御提案申し上げます。

なお、事項別明細書につきましては、企画財政課長から御説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

また、議案第13号の補正予算につきましては病院事務長より、議案第14号の補正予算につきましては建設課長より御提案申し上げますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議案第10号令和6年度歌志内市一般会計補正予算（第10号）。

令和6年度歌志内市一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,999万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ51億9,993万1,000円とする。

第2項は省略いたします。

(繰越明許費)

第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(地方債の補正)

第3条、地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」による。

5ページをお開き願います。

第2表 繰越明許費。

3款民生費1項社会福祉費、事業名、低所得世帯臨時特別給付金支給事業、金額、622万1,000円。

本年度の第1回臨時会において、本支給事業の議決をいただきましたが、システムの改修時期の遅れにより、年度内で事務処理の完了が見込めないことから、令和6年度の繰越事業として、繰越明許するものであります。なお、財源は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金等であります。

第3表 地方債補正。

1. 追加。

起債の目的、過疎地域持続的発展特別事業。限度額、6,300万円。

本事業は、過疎計画に定められたソフト事業を対象とした過疎対策事業債であり、高等学校等就学支援金事業として6,300万円を過疎地域持続的発展特別事業基金へ積み立てるものでございます。

なお、起債の方法は、普通貸借または証券発行。利率は、3.0%以内、ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。償還の方法は、政府資金の貸付条件または借入先と協議して決定するものとします。

次に、2. 変更。

起債の目的、教職員住宅建設事業、補正前限度額2,000万円に1,020万円を増額し、補正後限度額を3,020万円に変更するものであります。増額の理由は、対象経費の増に伴う同意予定額の増であります。

同じく児童センター等一元化施設建設事業、補正前限度額3億4,280万円に5,770万円を増額し、補正後限度額を4億50万円に変更するもので、増額の理由は、対象経費の増に伴う同意予定額の増であります。

同じく臨時財政対策債、補正前限度額500万円から123万3,000円を減額し、補正後限度額を376万7,000円に変更するもので、減額の理由は、普通交付税の算定に伴う同意予定額の減であります。

次に、議案第11号に参ります。

議案第11号令和6年度歌志内市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)。

令和6年度歌志内市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,000円を追加し、歳入歳出予算の総

額を歳入歳出それぞれ8,736万2,000円とする。

第2項は省略いたします。

次に、議案第12号に参ります。

議案第12号令和6年度歌志内市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）。

令和6年度歌志内市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ427万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,857万円とする。

第2項は省略いたします。

以上で、議案第10号から議案第12号までの補正予算につきまして、一括御提案申し上げました。

事項別明細書につきましては、企画財政課長から御説明いたしますので、よろしくお願いたします。

○議長（本田加津子君） 金谷企画財政課長。

○企画財政課長（金谷恵一君） お疲れさまでございます。

それでは、私から、議案第10号から議案第12号までの補正予算の事項別明細書につきまして御説明いたします。

今回の補正につきましては、年度末における決算見込みに伴う増減調整が大半となっておりますことから、単に執行額が減となったものは簡略な説明となりますこと、また事業の執行に当たりましては、経費節減による繰越財源の確保に努めておりますので、最終の決算において一定程度の不用額が生じることにつきまして御理解を賜りますようお願いいたします。

それでは、議案第10号の一般会計補正予算の歳出から御説明いたしますので、17ページをお開き願います。

1款1項1目とも議会費23万1,000円の減額補正は、視察日数の変更等に伴う普通旅費の減による議会運営経費の減であります。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費5,651万2,000円の増額補正は、庶務一般経費、19ページに参りまして、会計一般経費、電算システム運用経費について、経費の決算見込みなどにより減額し、財政一般経費、過疎地域持続的発展特別事業においては、基金への積立金を増額するものであります。

2目企画費121万9,000円の減額補正は、企画一般経費で計画策定委託料を減額するとともに、バス路線運行維持負担金1,076万7,000円の増額、このほか地域づくり活動支援事業、地域おこし協力隊事業（観光情報発信）、21ページに参りまして、地域おこし協力隊事業（教育文化）の3事業について、経費の決算見込みにより減額するものであります。

3目広報広聴費24万4,000円の減額補正から11目定住促進費102万円の減額補正は、広報紙の入札による契約単価の減少や市有林における植栽、下刈り等実施面積の減のほか、経費の決算見込みにより広報発行事業以下4事業の減額であります。

3項住民基本台帳費、23ページに参りまして、1目戸籍住民基本台帳費28万円の減額補正は、戸籍住民一般経費における会計年度任用職員の勤務日数の減少による減額であります。

4項選挙費2目市長選挙費463万5,000円の減額補正及び3目衆議院議員選挙費38万1,000円の減額補正は、経費の確定により減額するものであります。

3款民生費1項社会福祉費、25ページに参りまして、1目社会福祉総務費1,278万円

の減額補正から、31ページに参りまして、4項児童福祉費3目認定こども園費312万7,000円の減額補正までは、低所得者支援及び定額減税補足給付金支給事業における交付金や障害福祉サービス及び医療福祉に係る扶助費などの経費の確定及び決算見込みによるもので、低所得者支援及び定額減税補足給付金支給事業以下21事業の増減であります。

33ページに参りまして、4款衛生費1項保健衛生費2目予防費1,194万5,000円の減額補正及び3目環境衛生費106万4,000円の減額補正は、健康診断等委託料や各種補助金等経費の決算見込みにより、健康診査事業以下4事業の減額であります。

2項清掃費1目清掃総務費61万1,000円の減額補正及び2目ごみ処理費20万8,000円の減額補正は、資源ごみ等減量事業に係る交付金及びごみ袋販売手数料の決算見込みにより、清掃総務一般経費及びごみ分別収集事業の減額であります。

35ページに参りまして、3項1目とも病院費468万2,000円の増額補正は、病院事業会計繰出金の増額であります。

6款農林費1項1目とも農畜費189万6,000円の減額補正は、補助金及び有害鳥獣運搬業務委託料など農畜一般経費及び有害鳥獣対策経費の減額であります。

2項林業費1目林業振興費47万2,000円の増額補正は、北海道による森林環境譲与税の資産に伴う積立金の増額であります。

7款1項とも商工費1目商工業振興費88万3,000円の減額補正は、補助金などの決算見込みによる商工業振興一般経費以下2事業の減額であります。

37ページに参りまして、4目観光費132万9,000円の減額補正は、経費の確定及び決算見込みによる観光一般経費以下3事業の増減であります。

8款土木費2項道路橋りょう費1目道路橋りょう総務費97万7,000円の増額補正から39ページに参りまして、5項住宅費1目住宅管理費109万7,000円の減額補正までは、下水道事業会計への繰出金の減や経費の確定及び決算見込みによる道路橋りょう総務一般経費以下6事業における増減であります。

9款1項とも消防費1目常備消防費35万円、2目非常備消防費20万円、3目消防施設費27万9,000円の減額補正は、燃料や防火水槽除雪委託料などの決算見込みによる常備消防一般経費以下3事業の減額であります。

10款教育費1項教育総務費3目奨学費180万2,000円の減額補正から、45ページに参りまして、4項保健体育費4目学校給食費174万1,000円の減額補正までは、各種補助金や備品購入に係る入札減、会計年度任用職員報酬などの経費確定及び決算見込みによる奨学一般経費以下16事業の増減であります。

5項青少年対策費2目児童厚生施設費につきましては、財源区分の変更によるものであります。

47ページに参りまして、12款1項とも公債費1目元金は財源区分の変更、2目利子450万円の減額補正は、市債の利率確定による減額であります。

14款1項とも職員費1目職員給与費4,640万円の減額補正は、給料、共済費等の決算見込みによる職員給与費の減額で、15款1項1目とも予備費2億5,550万7,000円の増額補正は、歳入歳出予算の調整によるものであります。

なお、49ページから64ページまでに、給与費明細書を掲載しておりますので、後ほど御参照願います。

続きまして、補正予算事項別明細書の歳入につきまして御説明いたしますので、7ページをお開き願います。

なお、歳入の説明に当たりましては、歳出の事業費の増減等と連動する部分は理由が重複しますことから、簡潔な説明といたしますので御了承願います。

1 款市税 1 項市民税 2 目法人 4 0 0 万円、2 項 1 目とも固定資産税 3 3 0 万円及び 3 項軽自動車税 1 目環境性能割 1 5 万円の増額補正は、いずれも決算見込みによる増額であります。

2 款地方譲与税 3 項 1 目とも森林環境譲与税 4 7 万 2, 0 0 0 円の増額補正は、交付見込額の増によるものであります。

1 0 款 1 項 1 目とも地方交付税 1 億 9, 5 2 9 万 6, 0 0 0 円の増額補正は、普通交付税の確定に伴う増額で、1 2 款分担金及び負担金 1 項負担金 1 目民生費負担金 1 2 1 万 6, 0 0 0 円の増額補正は、老人福祉施設入所者の一部負担金額の変更による増。

1 3 款使用料及び手数料 2 項手数料 2 目衛生手数料 8 0 万 9, 0 0 0 円の減額補正は、指定ごみ袋売払収入の減によるものであります。

1 4 款国庫支出金 1 項国庫負担金 1 目民生費負担金 2, 1 5 9 万 5, 0 0 0 円の減額補正から、9 ページに参りまして、2 項国庫補助金 5 目教育費補助金 7 万 7, 0 0 0 円までの増額補正などは、歳出の補正に連動、または事業費や補助金の確定、予算の組替えによる増減であります。

1 5 款道支出金 1 項道負担金、1 1 ページに参りまして、1 目民生費負担金 6 1 万 9, 0 0 0 円の減額補正から、1 3 ページに参りまして、3 項道委託金 1 目総務費委託金 3 8 万 1, 0 0 0 円までの減額補正は、歳出の補正に連動、または事業費及び補助金の確定に伴う増減によるものであります。

1 6 款財産収入 1 項財産運用収入 2 目利子及び配当金 2 8 万 9, 0 0 0 円の増額補正は、債権の満期により新たに利率の高い北海道債を購入したことに伴う基金の運用収入の増で、2 項財産売払収入 1 目不動産売払収入 1 4 0 万円の減額補正は、森林環境保全整備事業で伐採した立木の売払収入の減。2 目物品売払収入 1 4 2 万 9, 0 0 0 円の増額補正は、じん芥車の更新に伴う旧じん芥車の売却による増であります。

1 7 款 1 項とも寄附金 2 目ふるさと応援寄附金 1 2 0 万円の増額補正は、企業版ふるさと納税の寄附金の増であります。

1 8 款 1 項とも繰入金 1 目財政調整基金繰入金 1 億 3, 0 0 0 万円の減額補正は、決算見込みを勘案し繰入れを取りやめるもので、3 目過疎地域持続的発展特別事業基金繰入金 8 8 万 7, 0 0 0 円の減額補正は、高齢者等生活支援事業など 3 事業費の増減によるものであり、5 目公共施設等整備基金繰入金 9, 1 0 0 万円の減額補正は、決算見込みを勘案し繰入れを減額するものであります。

1 9 款 1 項 1 目とも繰越金 7, 6 0 7 万 5, 0 0 0 円の増額補正は、前年度繰越金の残額を補正するものであります。

2 0 款諸収入 2 項 1 目とも市預金利子 1 万 6, 0 0 0 円の増額補正は、預金利子の改定による増で、4 項雑入 1 目弁償金 4 万 2, 0 0 0 円の増額補正は、過年度分の工事等に係る実費弁償金の増。

6 目地域支援事業収入 1 3 1 万 7, 0 0 0 円の減額補正から、1 5 ページに参りまして、8 目雑入 5 2 8 万 6, 0 0 0 円の減額補正までは、事業収入や助成金などの収入額の確定及び決算見込みによる増減であります。

2 1 款 1 項とも市債につきましては、第 3 表、地方債補正で御説明したとおりでありますので、省略させていただきます。

以上で、一般会計補正予算の説明を終わりました。次に、国民健康保険特別会計補正予算の

事項別明細書について御説明いたしますので、国保特別会計の5ページをお開き願います。

歳出から御説明させていただきます。

1款総務費1項総務管理費2目広域連合負担金109万9,000円の減額補正は、空知中部広域連合負担金の減であります。

5款1項1目とも予備費110万2,000円の増額補正は、歳入歳出予算の調整であります。

続きまして、補正予算事項別明細書の歳入について御説明いたしますので、国保特会の3ページをお開き願います。

2款1項とも繰入金1目一般会計繰入金135万5,000円の減額補正は、保険基盤安定対策費負担金等繰入対象経費の減によるもので、2目国民健康保険事業財政調整基金繰入金532万1,000円の減額補正は、令和5年度の空知中部広域連合精算返還金及び前年度繰越金の確定による減額であります。

3款1項1目とも繰越金394万2,000円の増額補正は、前年度繰越金の残額を増額するものであります。

4款諸収入2項1目とも雑入273万7,000円の増額補正は、特別調整交付金及び令和5年度空知中部広域連合負担金の精算に伴う返還金等の増減によるものであります。

次に、後期高齢者医療特別会計補正予算の事項別明細書につきまして御説明いたしますので、後期高齢特会の5ページをお開き願います。

歳出から御説明いたします。

2款1項1目とも後期高齢者医療広域連合納付金427万2,000円の減額補正は、後期高齢者医療広域連合負担金の減であります。

続きまして、補正予算事項別明細書の歳入につきまして御説明いたしますので、後期高齢特別会計の3ページをお開き願います。

1款1項1目とも後期高齢者医療保険料440万円の減額補正は、被保険者数の減少に伴う現年度分保険料の減であります。

3款1項1目とも繰越金12万8,000円の増額補正は、前年度繰越金の残額を増額するものであります。

以上で、議案第10号から議案第12号までの各会計補正予算の事項別明細書につきまして、説明を終わりますので、よろしく願いいたします。

○議長（本田加津子君） 山岸市立病院事務長。

○市立病院事務長（山岸康治君） 一登壇一

それでは、議案第13号令和6年度歌志内市病院事業会計補正予算（第4号）について御提案申し上げ、その内容について御説明いたします。

議案第13号令和6年度歌志内市病院事業会計補正予算（第4号）。

第1条は省略いたしまして、第2条から申し上げます。

第2条は、予算第2条に定めた業務の予定量を補正するものであり、第2号中、年間患者数の既決予定量2万7,270人から1,997人を減して2万5,273人に。内訳、入院の既決予定量1万7,520人から1,997人を減して1万5,523人に。

第3号中、1日平均患者数の既決予定量88人から5人を減して83人に。内訳、入院の既決予定量48人から5人を減して43人に。

第4号、主な建設改良事業中、市立病院照明改修工事の既決予定量2,498万1,000円から133万1,000円を減額して2,365万円に、医師住宅屋根外壁改修工事の既決予定

量627万円から34万1,000円を減額して592万9,000円に、車両購入の既決予定量408万1,000円から75万2,000円を減額して332万9,000円にそれぞれ改めるものであります。

第3条は、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を補正するもので、収入では、第1款病院事業収益の既決予定額6億2,837万2,000円から5,302万6,000円を減額して5億7,534万6,000円に改めようとするもので、その内訳は、第1項医業収益の既決予定額3億9,537万7,000円から5,705万6,000円を減額して3億3,832万1,000円に、第2項医業外収益の既決予定額2億2,971万2,000円に303万円を増額して2億3,274万2,000円に、第3項特別利益の既決予定額328万3,000円に100万円を増額して428万3,000円にそれぞれ改めるものであります。

支出は、第1款病院事業費用の既決予定額7億489万4,000円から4,649万2,000円を減額して6億5,840万2,000円に改めようとするもので、その内訳は、第1項医業費用の既決予定額6億9,566万8,000円から4,649万2,000円を減額して6億4,917万6,000円に改めるものであります。

第4条は、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を補正するものであり、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,237万2,000円は、過年度分損益勘定留保資金で補填するものといたします。

まず、収入では、第1款資本的収入の既決予定額8,612万円から474万8,000円を減額して8,137万2,000円に改めようとするもので、その内訳は、第1項企業債の既決予定額6,880万円から640万円を減額して6,240万円に、第3項他会計繰入金の既決予定額48万5,000円に165万2,000円を増額して213万7,000円にそれぞれ改めるものであります。

支出では、第1款資本的支出の既決予定額1億616万8,000円から242万4,000円を減額して1億374万4,000円に改めようとするもので、その内訳は、第1項建設改良費の既決予定額6,977万円から242万4,000円を減額して6,734万6,000円に改めるものであります。

第5条は、予算第6条に定めた企業債の限度額を補正するもので、医療施設整備事業の限度額3,120万円を2,920万円に、医療機器整備事業の限度額3,760万円を3,320万円に改めるものであります。

第6条は、予算第7条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費を補正するもので、第1号職員給与費の既決予定額4億165万6,000円から2,417万4,000円を減額して3億7,748万2,000円に改めるものであります。

第7条は、予算第8条に定めた一般会計からの補助金「2億1,779万5,000円」を「2億2,098万7,000円」に改めるものであります。

次に、1ページの実施計画並びに説明書の(1)収益的収入及び支出の支出から御説明いたしますが、今回の補正につきましては、年度末における決算見込みに伴う増減調整が大半となっていることから、単に執行額が減額となったものにつきましては、簡略な説明になりますことを御理解賜りますようお願いいたします。

それでは、御説明いたします。

1款病院事業費用1項医業費用1目給与費の2,417万4,000円の減額補正のうち、10節賞与引当金繰入額10万1,000円の増額は、支給予定額の増によるものであり、2節看護師給210万円の減額から次のページの13節法定福利費引当金繰入額10万6,000

円の減額までは、決算見込みにより減額するものであります。

なお、11節報酬のうち会計年度任用職員報酬900万円の減額は、主に欠員となっている看護助手に係る報酬でございます。

また、12節法定福利費のうち退職手当組合事前納付金256万円の減額は、組合の事前納付金制度が廃止となったことから皆減とするものであります。

2目材料費1,500万円の減額補正は、1節薬品費1,000万円の減額から3節給食材料費100万円の減額まで、入院患者の減や新型コロナウイルスワクチンなどの予防接種者数の減などによる決算見込みにより減額するものであります。

3目経費715万円の減額補正は、2節報償費15万円の減額から14節委託料500万円の減額まで、決算見込みにより減額するものであります。

なお、14節委託料のうち医事業務等委託料250万円の減額は、主に委託職員の欠員によるものであり、その他委託料150万円の減額は、主にX線の画像読影件数の減などによるものであります。

次に、4目減価償却費1節建物減価償却費3万円の増額補正は、償却額の精査により増額するものであります。

次の6目研究研修費1節図書費10万2,000円の増額は、購入予定図書の増によるものであり、2節旅費30万円の減額は決算見込みにより減額するものであります。

次に、収入の御説明をいたしますので、1ページにお戻りください。

収入の1款病院事業収益1項医業収益1目入院収益1節内科入院収益4,579万5,000円の減額補正は、入院患者数の減によるものであります。

次の、3目その他医業収益1,126万1,000円の減額補正は、新型コロナウイルスワクチンなどの予防接種者数の減などにより減額するものであります。

次の2項医業外収益1目他会計補助金1節一般会計補助金319万2,000円の増額補正は、主に前年度の入院患者数の増に伴う交付税算入分の増と、退職手当に要する経費の減を加味したものであり、2目負担金交付金1節一般会計負担金16万2,000円の減額補正は、前年度に借入れした起債の償還額確定に伴い減額するものであります。

次の3項特別利益1目1節ともその他特別利益100万円の増額補正は、寄附金の増額によるものであります。

次に、資本的収入及び支出について御説明いたしますので、3ページを御覧ください。

支出から説明いたします。

1款資本的支出1項建設改良費1目建設費1節改築工事費167万2,000円の減額補正、及び2目資産購入費2節車両購入費75万2,000円の減額補正は、決算見込みにより減額するものであります。

次に、収入の1款資本的収入1項1目1節とも企業債の640万円の減額補正は、施設整備等に係る金額確定により減額するものであります。

次の3項1目とも他会計繰入金1節一般会計繰入金165万2,000円の増額補正は、資産購入に係る経費の一部が起債の対象外となったことから、建設改良費の一部として増額補正するものであります。

次に4ページの2. キャッシュ・フロー計算書から9ページまでの3. 給与費明細書の説明は省略させていただき、10ページの4. 令和6年度歌志内市病院事業予定貸借対照表につきまして、御説明いたします。

御提案した補正予算の結果、11ページの7. 剰余金の(2)欠損金、ロの当年度純損失

は、当初予算と比べ1,423万1,000円増の9,399万8,000円となり、欠損金合計は8億8,760万5,000円となる見込みでございます。

以上、議案第13号令和6年度歌志内市病院事業会計補正予算（第4号）について御提案申し上げます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（本田加津子君） 佐渡建設課長。

○建設課長（佐渡憲博君） それでは、私のほうから、議案第14号令和6年度歌志内市下水道事業会計補正予算（第1号）について御提案申し上げ、その内容について御説明いたします。

第1条は省略いたしまして、第2条から申し上げます。

第2条は、予算第2条に定めた業務の予定量を補正するもので、第2号中、年間有収水量の既決予定量28万立方メートルに2万立方メートルを増して30万立方メートルに改め、第3号、主な建設改良事業中、污水管渠補修300万円を皆減し、ゼロ円に改めるものであります。

第3条は、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を補正するもので、収入では第1款下水道事業収益の既決予定額2億5,092万3,000円に113万1,000円を増額して、2億5,205万4,000円に改めようとするもので、その内訳は、第1項営業収益の既決予定額に1,287万9,000円を増額して7,218万4,000円に、第2項営業外収益の既決予定額から1,234万8,000円を減額して、1億7,927万円に、第3項に特別利益を新たに設け、60万円を増額して改めるものであります。

支出は、第1款下水道事業費用の既決予定額2億5,809万8,000円に805万4,000円を増額して、2億6,615万2,000円に改めようとするもので、その内訳は、第1項営業費用の既決予定額から466万8,000円を減額して、2億2,999万9,000円に、第2項営業外費用の既決予定額から1,285万1,000円を減額して、1,020万3,000円に、第4項に特別損失を新たに設け、2,557万3,000円を増額して2,557万3,000円に改めるものであります。

第4条は、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を補正するものでありますが、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額6,815万5,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額82万3,000円及び当年度分損益勘定留保資金6,733万2,000円で補填するものといたします。

収入では、第1款資本的収入の既決予定額690万2,000円に367万6,000円を増額して、1,057万8,000円に改めようとするもので、その内訳は第1項企業債の既決予定額に149万9,000円を増額して840万円に、第3項に他会計出資金を新たに設け、217万7,000円を増額して217万7,000円に改めるものであります。

支出は、第1款資本的支出の既決予定額9,390万2,000円から1,516万9,000円を減額して7,873万3,000円に改めようとするもので、その内訳は、第1項建設改良費の既決予定額から1,494万4,000円を減額して905万2,000円に、第2項企業債償還金の既決予定額から22万5,000円を減額して6,877万5,000円に改めるものであります。

第5条は、予算第6条に定めた企業債の限度額を補正するもので、公共下水道事業に係る流域下水道事業債の限度額を690万1,000円うち繰越明許50万3,000円から、840万円うち繰越明許40万円に改めるものであります。

第6条は、予算第8条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費を補正

するもので、第1号職員給与費の既決予定額1,115万3,000円から353万3,000円を減額して762万円に改めるものであります。

第7条は、予算第9条に定めた一般会計からの補助金を「1億1,400万円」から1,281万7,000円を減額して「1億118万3,000円」に改めるものであります。

次に、実施計画並びに説明書の収益的収入及び支出の支出から御説明いたしますので、1ページを御覧願います。

支出。

1款下水道事業費用1項営業費用2目総係費1節給料106万2,000円の減から2ページに参りまして、4節法定福利費74万8,000円の減、及び13節その他引当金繰入額のうち法定福利費引当金繰入額10万2,000円の減額補正までは、昨年4月1日付の下水道事業担当職員の人事異動による減のほか、人事院勧告に係る給与改定に伴う増の増減によるものであります。

次に10節委託料68万2,000円の増は、当初下水道事業経営戦略支援業務を4条予算の委託料に計上しておりましたが、3条予算に組み替えるとともに、下水道事業会計事務支援及び公営企業会計運用支援業務、11節中空知広域水道企業団への負担金は決算見込みにより増減するものであります。

次に、13節その他引当金繰入額のうち貸倒引当金繰入額の1万6,000円の増は、令和7年度末に貸倒れとなる見込みの令和2年度分下水道使用料を令和6年度末に引き当てるため、新たに設けるものであります。

次に、4目減価償却費7万5,000円の増額補正は、当初予算の計上誤りによるもので、1節有形固定資産減価償却費1,000円、2節無形固定資産減価償却費7万4,000円をそれぞれ増額するものであります。

次に、2項営業外費用1目支払利息及び企業債取扱諸費1節企業債利息19万4,000円のうち、下水道使用料還付金2万4,000円は科目誤りのため、3目雑支出2節その他雑支出に科目移行するほか、市債償還金利子17万円は決算見込みにより減額するものであります。

次に、2目1節とも消費税及び地方消費税1,277万7,000円の減額補正は、今般の決算見込みにより納付する消費税額となるよう減額するものであります。

次に、3目雑支出1節貸倒損失9万6,000円の増額補正は、今年度末に貸倒れとなる見込みの令和元年度分下水道使用料を新たに設けるものであります。

次に、4項特別損失1目1節とも過年度損益修正損2,557万3,000円の増額補正は、令和5年度の減価償却費に係る償却額を誤って少なく償却していたことが判明したことから、更正のため増額するものであります。

次に、収入の説明をいたしますので、1ページへお戻り願います。

収入。

1款下水道事業収益1項営業収益1目1節とも下水道使用料1,287万9,000円の増額補正は、令和6年12月までの実績を基に決算見込額を算出し増額するものであります。

次に、2項営業外収益2目1節とも他会計補助金1,281万7,000円の減額補正は、当初予算の一般会計からの総額から1,017万1,000円減額するとともに、4目1節とも他会計負担金を新たに設け、企業債利子の基準内償還相当額に対する繰入れとして46万9,000円、4条予算の他会計出資金を新たに設け、217万7,000円をそれぞれ組み替えるものであります。

次に、3項特別利益1目1節とも過年度損益修正益60万円の増額補正は、令和4年度に借入れした企業債60万円につきまして、令和5年4月の企業会計移行時に前貸分と本貸分を重複登録していたことが判明したことから、更正のため新たに設けるものであります。

次に、資本的収入及び支出の支出から御説明いたしますので、3ページをお開き願います。支出。

1款資本的支出1項建設改良費1目管渠建設改良費1節旅費8万円の減から、3節委託料の調査設計委託料500万円の減につきましては、決算見込みにより皆減するものであり、下水道事業経営戦略改定支援は先ほど御説明したとおり、3条予算に組み替えるため皆減するものであります。

次に、2目1節とも流域下水道建設費負担金52万8,000円の増額補正は、石狩川流域下水道に係る北海道実施の建設工事費用の増により増額するものであります。

次に、2項企業債償還金1目企業債元金償還金1節建設改良費22万5,000円の減額補正は、決算見込みによるものであります。

次に、収入の1款資本的収入1項1目とも企業債1節建設改良債109万9,000円の増額補正は、支出の流域下水道建設費負担金に係る企業債借入額の増、2節建設改良債（繰越明許）40万円は、当初予算計上漏れのため科目を新たに設け補正するものであります。

次に、3項1目1節とも他会計出資金217万7,000円の増額補正は、企業債元金の基準内償還相当額に対する繰入れとして科目を新たに設け、3条予算の他会計補助金から組み替えるものであります。

次に、予定キャッシュ・フロー計算書を御説明いたしますので、4ページをお開き願います。

こちらの書類は、令和6年度1年間における資金の流入と流出を業務活動、投資活動、財務活動の三つに区分し記録した会計処理となっており、1、業務活動によるキャッシュ・フローの次に記載している当年度純利益は△1,490万1,000円となっておりますので、令和6年度は1,490万1,000円の純損失の見込みとなります。

また、資料下から2段目の資金期首残高、令和6年4月1日現在の現金預金は1億526万8,000円でしたが、令和7年3月末には1億3,204万3,000円となる見込みであります。

次に、5ページから10ページの給与明細書の説明を省略させていただき、予定貸借対照表につきまして御説明いたしますので、12ページをお開き願います。

予定貸借対照表の下から4段目、利益剰余金は令和5年度決算における純利益である前年度繰越利益剰余金8,316万4,000円から予定キャッシュ・フロー計算書で御説明した令和6年度末の純損失1,490万1,000円を差し引いた6,826万3,000円となる見込みであります。

以上、御提案申し上げますので、よろしくお願いたします。

○議長（本田加津子君） これより、議案第10号令和6年度歌志内市一般会計補正予算（第10号）について質疑に入ります。

質疑ありませんか。

松井敬道さん。

○4番（松井敬道君） 1点質問いたします。

20ページなのですがすけれども、歳出の2款総務費1項総務管理費2目企画費の説明欄の地域おこし協力隊事業（観光情報発信）の旅費ですが、48万5,000円、当初予算に比べまし

て83.3%減額しております。報酬も未採用や退職などによりまして、当初予算に比べまして41.8%減額していると思いますが、旅費の減額率は報酬の約2倍となっております。その理由について伺います。

○議長（本田加津子君） 東所副市長。

○副市長（東所勝則君） 観光情報発信の地域おこし協力隊の旅費の関係ですけれども、これは1名採用できていなかったというところが一番大きな要因になるのですけれども、通常新規採用した場合には、初任者研修という事業がございまして、東京のほうに行って研修を受けるというようなことがございまして、それを当初から3人分を見ていたということがございましたので、その部分、実際には1名が最終的には採用できなかったと。1名は採用したのですけれども、行くタイミングがなく行けなかったという部分で、大きな減額になったということでございます。

○議長（本田加津子君） 松井敬道さん。

○4番（松井敬道君） 分かりました。

コロナ禍でもないのに旅費の減額率が非常に大きいなと思いました。

それで、協力隊員が希望する研修や会議に出張を認めないなど、必要以上に減額していることがないのか、また、その出張を認めないことがあった場合は、協力隊員にその旨きちんと説明しているのか伺います。

○議長（本田加津子君） 東所副市長。

○副市長（東所勝則君） 基本的には、協力隊員の希望に沿うように、求められた出張等については認めることにしておりますけれども、内容につきまして、行くタイミングだとか、そういったことも含めまして、協力隊員と相談しながら進めているということでございます。

○4番（松井敬道君） 説明はしているということですね。

分かりました。結構です。

○議長（本田加津子君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第10号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第10号は、原案のとおり可決されました。

これより、議案第11号令和6年度歌志内市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第11号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第11号は、原案のとおり可決されました。

これより、議案第12号令和6年度歌志内市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第12号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第12号は、原案のとおり可決されました。

これより、議案第13号令和6年度歌志内市病院事業会計補正予算（第4号）について質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第13号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第13号は、原案のとおり可決されました。

これより、議案第14号令和6年度歌志内市下水道事業会計補正予算（第1号）について質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第14号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第14号は、原案のとおり可決されました。

### 議案第15号から議案第19号まで

○議長（本田加津子君） 日程第19 議案第15号より日程第23 議案第19号までを一括議題といたします。

この件について、一括提案理由の説明を求めます。

柴田市長。

○市長（柴田一孔君） ー登壇ー

議案第15号から議案第19号まで、提案させていただきたいと思います。

令和7年度歌志内市各会計歳入歳出予算につきまして、会計別にその概要を御説明いたします。

1. 予算の総額は、一般会計54億7,000万円、国民健康保険特別会計8,670万円、後期高齢者医療特別会計8,190万円、合計56億3,860万円。病院事業会計8億500万円、下水道事業会計3億6,300万円。総計68億660万円であります。

一般会計及び特別会計の合計は、前年度当初に比べ7億3,890万円、15.1%の増であります。また、病院事業会計及び下水道事業会計を含めた総計では、前年度当初に比べ7億5,990万円、12.6%の増であります。

2. 一般会計につきまして御説明いたします。

本年度の予算編成は、歌志内市総合計画の後期基本計画も最終年度となり、これまでの結果を踏まえ、目標の達成に向けた具体的な施策を展開するとともに、事業の取組の精度を高める必要があると考え、人口減少や少子高齢化、物価高騰対策など喫緊の課題を考慮しながら、限られた財源を効率的、効果的に活用し、地域経済の活性化や市内事業者への支援の継続、観光、医療福祉や消防救急体制の整備、住環境・教育環境の整備などの充実強化を図り、「市民が主役のまちづくり」を信条に「住みたいまち、次世代に誇れるまち」の実現を目指すことといたしました。

「市民と協働で創るまち」として、多くの市民と直接の対話を進めるため、町内会連合会との情報交換会や歌志内学園児童・生徒と市長が語る会、ふれあい市長室などの開催により、行政情報の提供、市民ニーズの把握に努めるほか、行政協力費や地域づくり活動補助金等の町内会・自治会への支援、国の計画に基づく情報システムの標準化により行政運営の効率化を図るとともに、行政手続のオンライン化により、戸籍窓口における住民票をはじめとする各種証明書の電子申請による電子決済の導入など、住民の利便性の向上に取り組んでまいります。

次に、「活力と魅力あふれるまち」として、人口減少を抑制するべく、道内外でのPR活動や福祉関連事業従事者移住支援金などの各種助成の継続、移住定住の施策を引き続き推進するほか、イベントや団体、プレミアム付商品券発行事業の支援の継続、市内事業者の設備整備や改修、創業に対する補助金の継続、「炭鉄港」の取組として、悲別ロマン座前広場の改修や指

定管理者による道の駅附帯施設のリニューアルオープンなど、地域経済及び市民生活の活性化を図ります。

次に、「健康で心ふれあうまち」として、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように、新たな取組としてICTを活用したまちづくり支援プラットフォームを導入し、見守り、地域情報の発信、地域コミュニケーションの創出を図るほか、インフルエンザや新型コロナウイルスワクチンなどの接種費用の助成や、帯状疱疹ワクチンの助成費用を引き上げ重症化の予防と経済的な負担の軽減を図ります。

また、18歳までの医療費無料化の継続、認定こども園における幼児教育の充実、子育て用品レンタル費用補助事業の対象品目の一部見直し、乳幼児期に必要な子育て用品の購入費補助事業の実施、市立病院の医療機器更新など、子育て環境や地域医療の充実を図るほか、高齢者を対象としたエアコン購入及び設置費用への一部助成、市内移動の支援など、誰もが住み慣れた地域で生きがいのある生活が送れるよう、介護や福祉に係る各種サービスの継続、充実を図り、市民の「健幸寿命の延伸」を目指します。

次に、「安心して快適に暮らせるまち」として、コンパクトなまちづくりを推進しながら、市営住宅や道路、橋梁などの必要な補修・改修を行うなど、長寿命化を図り、将来的な財政負担を抑制するほか、河川のしゅんせつや護岸改修、防犯灯のLED化、除排雪対策や防災資機材の整備を行うほか、「歌志内市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」に基づき、脱炭素社会を目指した取組を進め、市民生活の安全・安心の確保に努めます。

次に、「豊かな心を育む教育と文化のまち」として、子育て世帯への経済的負担軽減を図るため、児童・生徒の給食費無料化や修学旅行費全額助成、高等学校等就学支援金の支給など各種支援策を引き続き実施するほか、1人1台端末の更新や、ICT支援員を引き続き配置し学校内でのICT環境の充実を図ります。

また、昨年に引き続き、教職員住宅として校長用住宅の建設、義務教育学校のグラウンド整備や教材園の拡張、コミュニティセンターの冷房系統の改修のほか、児童センター等一元化施設建設の推進により、子どもの居場所づくりや市民の地域交流の場として、誰もが居心地のよい時間を過ごせる施設の運営を目指します。

これらの取組を進めるため、予算総額は54億7,000万円、前年度当初に比べ7億4,000万円、15.6%の増となりました。

以下、歳出につきましては、各会計予算資料8ページ、第4表「一般会計歳出予算款別性質別分析表」により、また、歳入につきましては、款別にそれぞれ御説明をいたします。

○議長（本田加津子君） ここで10分間ほど、説明の途中ですが休憩に入ります。

午後 2時05分 休憩

---

午後 2時12分 再開

○議長（本田加津子君） 休憩を解いて、会議を再開いたします。

柴田市長、お願いします。

○市長（柴田一孔君） ー登壇ー

予算総額は54億7,000万円、前年度当初に比べ7億4,000万円、15.6%の増となりました。

以下、歳出につきましては、各会計予算資料8ページ、第4表「一般会計歳出予算款別性質別分析表」により、また、歳入につきましては、款別にそれぞれ御説明をいたします。

(1) 人件費は11億130万3,000円で、総額の20.1%、前年度当初よりも6,0

40万円の増であり、主な要因は、人事院勧告における俸給表の引上げ改定による職員給2,793万8,000円や会計年度任用職員報酬の増による委員等報酬2,344万7,000円の増であります。

主な内容は、議員報酬3,730万1,000円、委員等報酬1億4,686万円、市長等特別職給与3,306万2,000円、職員給6億4,959万9,000円、共済組合等納付金1億5,132万5,000円、退職手当組合納付金6,582万3,000円であります。

(2) 物件費は9億740万3,000円で、総額の16.6%、前年度当初より2億3,023万7,000円、34%の増で、主な要因は、情報システムの標準化や電算システムの保守、整備委託料など1億613万9,000円、ガバメントクラウド利用料4,232万円、地域コミュニティ環境整備委託料2,205万円の増などあります。

主な内容は、需用費1億3,982万1,000円、役務費8,245万6,000円、委託料5億5,658万2,000円あります。

(3) 維持補修費は7,240万5,000円で、総額の1.3%、前年度当初より262万6,000円、3.8%の増であります。

(4) 扶助費は6億8,749万3,000円で、総額の12.6%、前年度当初より3,977万2,000円、6.1%の増であります。

この主な要因は、障害者福祉サービス給付事業1,510万3,000円、児童手当1,392万円の増などあります。

主な内容は、障害者福祉サービス給付事業3億1,439万8,000円、医療福祉助成事業1,628万円、老人福祉施設措置費7,393万9,000円、生活保護事業2億234万5,000円、児童手当2,826万円、児童福祉サービス給付事業1,520万3,000円あります。

(5) 補助費等は4億2,783万2,000円で、総額の7.8%を占め、前年度当初より1,457万8,000円、3.5%の増であります。

この主な要因は、社会福祉協議会774万5,000円、空知中部広域連合752万3,000円の補助金の増などによるものでございます。

補助費等の内訳は、負担金・寄附金2億4,654万2,000円、補助・交付金1億5,516万6,000円、その他(報償費等含む)2,612万4,000円あります。

なお、明細につきましては、各会計予算資料10ページ、第5表「各会計負担金補助及び交付金調」に記載しております。

(6) 普通建設事業費は13億9,536万8,000円で、総額の25.5%を占め、前年度当初より4億1,353万円、42.1%の増であります。

この主な要因は、児童センター等一元化施設新築10億1,774万3,000円、同工事管理委託料1,246万7,000円、備品購入費2,967万3,000円の増などによるものでございます。

補助事業は11億9,856万8,000円で、主なものは、森林環境保全整備事業3,092万2,000円、市営住宅屋上防水・外壁塗装6,595万8,000円、児童センター等一元化施設建設10億3,021万円、教職員住宅新築2,975万円。

単独事業は1億9,680万円で、主なものは、施設改修事業補助(チロルの湯改修)4,895万円、ロマン座改修事業1,359万7,000円、住宅改修事業(内部改修等)2,049万3,000円、コミュニティセンター外調機冷房系統改修1,582万9,000円、児童センター等一元化施設備品購入費2,967万3,000円あります。

なお、明細につきましては、各会計予算資料20ページ、第6表「各会計事業費調」に記載しております。

(7) 災害復旧事業費は40万円で、応急対策費及び一般災害復旧費を計上しております。

(8) 公債費は3億7,475万円で、総額の6.9%を占め、前年度当初より3,587万円、8.7%の減であります。

(9) 積立金は1,267万7,000円、前年度当初より174万2,000円、15.9%の増で、明細につきましては、各会計予算資料23ページ、第7表「積立金調」に記載しております。

(10) 投資及び出資金は623万8,000円、前年度当初より17万8,000円、2.9%の増で、明細につきましては、各会計予算資料23ページ、第8表「投資及び出資金調」に記載しております。

(11) 貸付金は3,222万円で、前年度当初と同額で、明細につきましては、各会計予算資料24ページ、第9表「貸付金調」に記載しております。

(12) 繰出金は4億4,053万7,000円で、総額の8.1%を占め、前年度当初より1,567万3,000円、3.7%の増であり、この主な要因は、病院事業会計繰出金2,056万3,000円の増などによるものであります。

明細につきましては、各会計予算資料24ページ、第10表「繰出金調」に記載していません。

(13) 予備費は、1,137万4,000円を計上しております。

以上で歳出の説明を終わりにして、次に歳入につきまして、各会計予算資料1ページ、第1表「各会計歳入歳出予算款別前年度対比表」により御説明をいたします。

(1) 自主財源である市税は1億8,832万5,000円で、総額の3.4%を占め、前年度当初より1,848万4,000円、10.9%の増であります。

明細につきましては、各会計予算資料5ページ、第2表「市税予算前年度対比表」に記載しておりますが、主な内訳といたしまして、市民税は9,527万7,000円で、前年度当初より1,065万7,000円、12.6%の増であります。個人市民税は7,568万8,000円で、前年度当初より253万7,000円の増、法人市民税は812万円の増であります。

固定資産税は5,731万2,000円、前年度当初より639万1,000円、12.6%の増であります。

軽自動車税は779万1,000円、前年度当初より28万4,000円、3.8%の増であります。

市たばこ税は1,954万6,000円で、前年度当初より92万5,000円、5%の増であります。

鉱産税は160万円で、前年度と同額であります。

入湯税は679万9,000円で、前年度当初より22万7,000円、3.5%の増であります。

(2) 地方譲与税は1,987万2,000円、前年度当初より4万4,000円、0.2%の減で、地方財政計画等を勘案して計上しております。

(3) 利子割交付金は17万円、前年度当初より11万円、183.3%の増であります。

(4) 配当割交付金は67万円で、前年度当初より18万円、36.7%の増であります。

(5) 株式等譲渡所得割交付金は110万円で、前年度当初より42万円、61.8%の増であります。

(6) 法人事業税交付金は360万円で、前年度当初より20万円、5.9%の増であり、地方財政計画等を勘案して計上しております。

(7) 地方消費税交付金は7,170万円で、前年度当初より40万円、0.6%の減であります。

(8) 環境性能割交付金は190万円で、前年度当初より30万円、18.8%の増であります。

(9) 地方特例交付金は19万円で、前年度当初より740万円、97.5%の減で、この主な要因は、定額減税に伴う個人住民税減収分補填の減であります。

(10) 地方交付税は25億8,000万円で、総額の47.2%を占め、前年度当初より1億円、4.0%の増となっております。内訳は、普通交付税が19億5,000万円で、前年度当初より1億円の増、特別交付税は6億3,000万円で、前年度同額とし、地方財政計画や交付実績などを勘案して計上しております。

(11) 交通安全対策特別交付金は、科目設置として1,000円を計上しております。

(12) 分担金及び負担金は6,502万5,000円で、前年度当初より676万5,000円、11.6%の増で、この主な要因は、一般廃棄物処理負担金524万5,000円の増などであります。

(13) 使用料及び手数料は1億7,168万5,000円、総額の3.1%を占め、前年度当初より699万5,000円、3.9%の減で、この主な要因は、改良住宅などの住宅使用料538万9,000円の減などであります。

主なものは、住宅使用料1億5,163万1,000円、駐車場使用料333万2,000円、ごみ処理手数料846万3,000円であります。

(14) 国庫支出金は8億3,395万6,000円で、総額の15.3%を占め、前年度当初より1億4,129万5,000円、20.4%の増であります。この主な要因は、障害者自立支援給付費負担金754万3,000円、地方公共団体情報システムの標準化・共通化に係るデジタル基盤改革支援補助金1億376万2,000円の増などであります。

負担金の主なものは、障害者自立支援給付費負担金1億5,798万6,000円、生活保護費負担金1億5,160万8,000円、児童手当負担金2,347万6,000円。

補助金の主なものは、デジタル基盤改革支援補助金1億467万5,000円、都市構造再編集集中支援事業補助金2億238万円、二酸化炭素排出抑制対策事業費補助金5,173万5,000円。

委託金の主なものは、社会福祉費委託金146万7,000円であります。

(15) 道支出金は1億9,664万4,000円で、前年度当初より611万6,000円、3.2%の増であります。この主な要因は、障害者自立支援給付費負担金377万2,000円、参議院議員選挙費委託金786万7,000円の増のほか、林業費補助金571万6,000円の減などあります。

負担金の主なものは、障害者自立支援給付費負担金7,899万3,000円、生活保護費負担金1,210万7,000円、保険基盤安定等負担金2,491万7,000円。

補助金の主なものは、新エネルギー設備導入支援事業費補助金1,477万8,000円、社会福祉施設整備費補助金1,555万9,000円、森林環境保全整備事業費補助金615万円。

委託金の主なものは、参議院議員選挙費委託金786万7,000円、駐車公園清掃業務委託金671万円、徴税費委託金316万5,000円。

交付金の主なものは、権限移譲事務費交付金13万1,000円であります。

(16) 財産収入は2,984万9,000円で、前年度当初より1,477万7,000円、98%の増であり、この主な要因は、赤平市に所有する市有林の立木売払収入1,510万3,000円の増であります。

主なものは、土地貸付収入380万5,000円、立木売払収入2,000万円であります。

(17) 寄附金は600万3,000円で、前年度決算見込額を勘案して計上しております。

(18) 繰入金は3億8,437万2,000円で、前年度当初より7,569万8,000円、24.5%の増であり、この主な要因は、財政調整基金繰入金5,000万円の増と、公共施設等整備基金繰入金2,000万円の増などであります。

内訳は、財政調整基金繰入金1億3,000万円、歌志内ふるさと応援基金繰入金1,200万円、過疎地域持続的発展特別事業基金繰入金4,897万9,000円、敷金基金繰入金239万3,000円、公共施設等整備基金繰入金1億8,000万円であります。

(19) 繰越金は3,000万円で、前年度決算見込額を勘案して計上しております。

(20) 諸収入は2億1,553万8,000円で、総額の3.9%を占め、前年度当初より409万4,000円、1.9%の増であり、この主な要因は、次世代自動車振興センター補助金400万円の増などであります。

主なものは、貸付金元利収入3,024万1,000円、うち、中小企業振興保証融資貸付金元金収入3,000万円、介護サービス収入2,976万6,000円、地域支援事業収入6,907万6,000円、雑入7,304万2,000円、そのうち、中空知広域水道企業団負担金631万6,000円、中・北空知廃棄物処理広域連合負担金4,108万2,000円、中・北空知廃棄物処理広域連合人件費負担金962万2,000円であります。

(21) 市債は6億6,940万円で、総額の12.2%を占め、前年度当初より3億8,640万円、136.5%の増であり、この主な要因は、児童センター等一元化施設整備事業債3億3,700万円の増、過疎地域持続的発展特別事業債4,400万円の皆増などであります。

市債区分は、総務債、過疎地域持続的発展特別事業債4,400万円、教職員住宅建設事業債1,100万円。土木債、河川改修事業債として400万円。消防債、防災設備整備債440万円。教育債、児童センター等一元化施設整備事業債5億9,500万円、コミュニティセンター外調機改修事業債1,100万円であります。

3. 次に、国民健康保険特別会計につきまして御説明いたします。

この会計の予算総額は8,670万円で、前年度当初に比べ50万円、0.6%の減であります。

歳出につきましては、各会計予算資料7ページ、第3表「各会計歳出予算性質別前年度対比表」の2により、また歳入につきましては款別に御説明をいたします。

人件費は982万5,000円、物件費は128万1,000円であります。

補助費等は7,507万5,000円で、総額の86.6%を占めており、この主な内容は医療費、後期高齢者支援金等の空知中部広域連合負担金であります。

このほか、公債費1,000円、積立金1,000円、予備費51万7,000円を計上しております。

次に、歳入につきまして、各会計予算資料3ページ、第1表の2により御説明をいたします。

国民健康保険税は2,641万2,000円で、総額の30.4%を占めており、これは国民健康保険に要する費用に充てるための医療給付費分1,948万7,000円、後期高齢者医療制度の財源を支援する後期高齢者支援金分524万円及び介護納付金の納付に要する費用に充てるための第2号被保険者の属する世帯に賦課する介護納付金分168万5,000円であります。

繰入金は4,444万9,000円で、総額の51.3%を占めており、この内訳は保険基盤安定負担金分、財政安定化支援事業分及び広域連合共通経費分等であります。

繰越金は1,000円を計上しております。

諸収入は1,583万8,000円で、前年度当初より105万6,000円の減で、特別調整交付金等の減によるものであります。

4. 次に、後期高齢者医療特別会計につきまして御説明いたします。

この会計の予算総額は8,190万円で、前年度当初より60万円、0.7%の減であります。

歳出につきましては、各会計予算資料7ページ、第3表の3により、また、歳入につきましては款別に御説明いたします。

人件費は615万4,000円、物件費は95万9,000円であります。

補助費等は7,461万円で、総額の91.1%を占めており、この主な内容は、保険料、人件費等の北海道後期高齢者医療広域連合負担金であります。

このほか、公債費1,000円、予備費17万6,000円を計上しております。

次に、歳入につきましては、各会計予算資料4ページ、第1表の3により御説明いたします。

広域連合が決定する保険料を75歳以上及び65歳以上75歳未満の障害認定を受けた被保険者から徴収する、後期高齢者医療保険料は4,872万8,000円で、総額の59.5%を占めております。

繰入金は3,276万4,000円で、総額の40.0%を占めており、この内訳は、保険基盤安定負担金分、広域連合共通経費分等であります。

繰越金は1,000円を計上しております。

諸収入は40万7,000円を計上しております。

5. 次に、病院事業会計につきまして御説明いたします。

初めに、予算第2条に定めた業務の予定量につきまして御説明いたします。

本年度の年間患者数は2万8,280人で、内訳は、入院患者数が1万8,250人、外来患者数が1万30人であります。

次に、予算第3条に定めた収益的収入及び支出につきまして御説明いたします。

収入予定額は6億4,212万1,000円、支出予定額は7億2,983万6,000円で、収支予定額を項目別に見ますと、収入では、医業収益3億9,381万8,000円、医業外収益2億4,830万3,000円を計上いたしました。

一方、支出では、医業費用7億2,063万8,000円、医業外費用899万8,000円、特別損失10万円、予備費10万円を計上しております。

次に、予算第4条に定めた資本的収入及び支出につきまして御説明いたします。

収入予定額は5,161万4,000円で、この内訳は、企業債3,290万円、出資金1,835万2,000円、他会計繰入金36万2,000円であります。

支出予定額は7,516万4,000円で、この内訳は、建設改良費3,362万4,000

円、企業債償還金4,154万円であります。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,355万円につきましては、過年度分損益勘定留保資金で補填するものであります。

次に、貸借対照表につきまして御説明いたします。

本年度末における資産の総額は10億3,456万7,000円であり、負債は5億4,126万2,000円、資本は4億9,330万5,000円で、負債資本の合計は10億3,456万7,000円であります。

予定キャッシュ・フロー計算書につきましては、業務活動では6,292万9,000円の減額、投資活動では3,454万7,000円の減額、財務活動では971万2,000円の増額となり、資金減少額は総額で8,776万4,000円となる予定で、資金期首残高は5億3,820万4,000円と見込んでおりますので、資金期末残高は4億5,044万円となる予定であります。

以上の結果、本年度は当初予算から9,577万2,000円の純損失が予定され、令和6年度末における累積欠損金が8億8,760万5,000円見込まれておりますので、令和7年度末における累積欠損金は9億8,337万7,000円になる予定であり、前年度に引き続き厳しい病院事業の経営となります。

6. 次に、下水道事業会計につきまして御説明いたします。

初めに、予算第2条に定めた業務の予定量につきまして御説明いたします。

処理区域面積は295ヘクタールであり、既に供用済みの面積であります。年間有収水量においては30万トンを予定しております。主な建設改良事業は、公共下水道建設300万円と、下水道台帳のデジタル化1,300万円を予定しております。

次に、予算第3条に定めた収益的収入及び支出につきまして御説明いたします。

収入予定額は2億8,828万3,000円、支出予定額は2億8,550万円で、収支予定額を項目別に見ますと、収入では、営業収益7,218万3,000円、営業外収益2億1,610万円を計上いたしました。

一方、支出では、営業費用2億7,541万5,000円、営業外費用997万1,000円、予備費11万4,000円を計上しております。

次に、予算第4条に定めた資本的収入及び支出につきまして御説明いたします。

収入予定額は1,580万8,000円で、この内訳は、企業債590万円、他会計出資金340万8,000円、国庫補助金650万円であります。

支出予定額は7,750万円で、この内訳は、建設改良費2,286万5,000円……

○議長（本田加津子君） ここで、暫時休憩します。（黙祷）

午後 2時45分 休憩

---

午後 2時47分 再開

○議長（本田加津子君） 休憩を解いて、会議を再開いたします。

柴田市長、お願いします。

○市長（柴田一孔君） ー登壇ー

それでは、続けさせていただきます。

一方、支出では、営業費用2億7,541万5,000円、営業外費用997万1,000円、予備費11万4,000円を計上しております。

次に、予算第4条に定めた資本的収入及び支出につきまして御説明いたします。

収入予定額は1,580万8,000円で、この内訳は、企業債590万円、他会計出資金340万8,000円、国庫補助金650万円であります。

支出予定額は7,750万円で、この内訳は、建設改良費2,286万5,000円、企業債償還金5,401万4,000円、予備費62万1,000円であります。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額6,169万2,000円につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額208万円、当年度分損益勘定留保資金5,961万2,000円で補填するものであります。

次に、予定貸借対照表につきまして御説明いたします。

本年度末における資産の総額は32億8,619万6,000円であり、負債は16億3,764万5,000円、資本は16億4,855万1,000円で、負債資本の合計は32億8,619万6,000円であります。

予定キャッシュ・フロー計算書につきましては、業務活動では1億945万9,000円の増額、投資活動では1,428万5,000円の減額、財務活動では4,470万6,000円の減額となり、資金増加額は総額で5,046万8,000円の増額となる予定であります。資金期首残高は1億3,204万3,000円と見込んでおりますので、資金期末残高は1億8,251万1,000円となる予定であります。

以上の結果、本年度は当初予算で70万3,000円の純利益が予定され、令和6年度末における剰余金が6,826万3,000円ですので、令和7年度末における剰余金は6,896万6,000円になる予定であります。引き続き下水道事業の健全経営に努めてまいります。

なお、お配りの歌志内市議会第1回定例会資料に、議案第15号歌志内市一般会計予算に係る普通建設事業位置図を添付しておりますので、後ほど御参照のほどお願いをいたします。

以上で、令和7年度における各会計の歳入・歳出の概要を申し上げましたが、御提案いたしました予算案につきまして、よろしく御理解を賜りますようお願い申し上げます。説明に代えさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（本田加津子君） これより、議案第15号より議案第19号まで、一括質疑に入ります。

質疑の際は、議案番号を述べてください。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第15号より議案第19号までについては、会議規則第36条第1項の規定により、条例・予算等審査特別委員会に付託することにしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第15号より議案第19号までは、条例・予算等審査特別委員会に付託することに決定いたしました。

## 委員会提出議案第20号

○議長（本田加津子君） 日程第24 委員会提出議案第20号歌志内市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

議会運営委員会委員長、山崎瑞紀さん。

○議会運営委員会委員長（山崎瑞紀君） ー登壇ー

委員会提出議案第20号歌志内市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について、御提案申し上げます。

提案理由は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和6年法律第46号）の施行により、引用する条項に繰下げが生じること等に伴い、所要の改正を行うものです。

次ページの本文に参ります。

歌志内市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例。

歌志内市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年条例第9号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、資料と併せて御説明いたしますので、委員会提出議案資料の1ページを御覧願います。

第2条及び第12条表内の改正につきましては、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴い、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正され、同法第2条に新たに第8項が新設されたことから、引用条文を整理するものでございます。

その他の改正につきましては、法律の表現に合わせるなど、所要の文言整理を行うものでございます。

本文の附則に戻ります。

附則。

この条例は、令和7年4月1日から施行するものでございます。

以上でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（本田加津子君） 本件については、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 御異議なしと認めます。

本件は、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

これより、委員会提出議案第20号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 御異議なしと認めます。

したがって、委員会提出議案第20号は、原案のとおり可決されました。

散 会 宣 告

○議長（本田加津子君） 以上で、本日の日程は全て終わりました。

本日は、これにて散会いたします。  
大変御苦労さまでした。

(午後 2時56分 散会)

上記会議の顛末を記録し、その相違ないことを証するため、  
ここに署名する。

歌志内市議会議長            本     田     加 津 子

署名議員            能     登     直     樹

署名議員            川     野     敏     夫